

全国厚生労働関係部局長会議

2019年（平成31年）1月18日（金）

子ども家庭局

《 目 次 》

1. 保育の充実	
（1）幼児教育の無償化について	1
（2）認可外保育施設の質の確保・向上について	5
（3）「子育て安心プラン」の着実な推進について	10
（4）総合的な保育人材確保策の推進について	14
2. 地域における子育て支援の充実	
（1）2019（平成31）年度における社会保障（子ども・子育て支援）の充実等について	16
（2）放課後児童クラブについて	19
（3）妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援について	24
3. 特別な配慮が必要な子ども・家庭への支援	
（1）児童虐待防止対策の強化について	28
（2）社会的養育の充実について	36
（3）ひとり親家庭への支援について	39
4. 旧優生保護法	46
（参考1）2019（平成31）年度子ども家庭局予算案の概要	50
（参考2）照会先一覧	59

1. 保育の充実

(1) 幼児教育の無償化について

幼児教育無償化のこれまでの主な経緯

- ・平成26年度～ 毎年度、幼児教育の段階的無償化を実施
- ・平成29年12月8日 「新しい経済政策パッケージ」（閣議決定）
- ・平成30年5月31日 「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」（とりまとめ）
- ・平成30年6月15日 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（閣議決定）
- ・平成30年10月15日 国と地方の協議の場
- ・平成30年11月21日 教育の無償化に関する国と地方の協議
(地方側) 全国知事会副会長、全国市長会会長、全国町村会会長 他
(政府側) 内閣府特命担当大臣(少子化対策)、文部科学大臣、厚生労働大臣、総務大臣
- ・平成30年12月3日 教育の無償化に関する国と地方の協議
(地方側) 全国知事会会長、全国市長会会長、全国町村会会長
(政府側) 内閣府特命担当大臣(少子化対策)、文部科学大臣、厚生労働大臣、総務大臣
- ・平成30年12月17日 国と地方の協議の場
- ・平成30年12月28日 「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」（関係閣僚合意）

1. 総論

- 「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針2018」を踏まえ、次期通常国会への子ども・子育て支援法改正法案の提出に向けて検討
- 幼児教育の無償化の趣旨 → 幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性

2. 対象者・対象範囲等

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園等

- 3～5歳：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育、企業主導型保育（標準的な利用料）の利用料を無償化
 - ※ 新制度の対象とならない幼稚園については、月額上限2.57万円（注：国立大学附属幼稚園0.87万円、国立特別支援学校幼稚部0.04万円）まで無償化
 - ※ 開始年齢…原則、小学校就学前の3年間を無償化。ただし、幼稚園については、学校教育法の規定等に鑑み、満3歳から無償化
 - ※ 各種学校については、幼児教育を含む個別の教育に関する基準はなく、多種多様な教育を行っており、また、児童福祉法上、認可外保育施設にも該当しないため、無償化の対象外。上記以外の幼児教育を目的とする施設については、乳幼児が保育されている実態がある場合、認可外保育施設の届出があれば、保育の必要性のある子供については無償化の対象
 - ※ 保護者から実費で徴収している費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外。食材料費については、保護者が負担する考え方を維持。3～5歳は施設による実費徴収を基本。低所得者世帯等の副食費の免除を継続し、免除対象者を拡充（年収360万円未満相当世帯）
- 0～2歳：上記の施設を利用する住民税非課税世帯を対象として無償化

(2) 幼稚園の預かり保育

- 保育の必要性の認定を受けた場合、幼稚園に加え、利用実態に応じて、月額1.13万円までの範囲で無償化
 - ※ 保育の必要性の認定…2号認定又は2号認定と同等の認定（無償化給付のために新たに法制化）
 - ※ 預かり保育は子ども・子育て支援法の一時的預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう指導・監督

(3) 認可外保育施設等

- 3～5歳：保育の必要性の認定を受けた場合、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化
 - ※ 認可外保育施設のほか、一時的預かり事業、病児保育事業及びファミリー・サポート・センター事業を対象
 - ※ 上限額の範囲内において、複数サービス利用も可能。また、幼稚園が十分な水準の預かり保育を提供していない場合などには、幼稚園利用者が認可外保育施設等を利用する場合も無償化の対象
 - ※ 都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の基準を満たすことが必要。ただし、経過措置として5年間の猶予期間を設定
- 0～2歳：保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯の子供たちを対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化

- 認可外保育施設等における質の確保・向上に向けて以下の取組を実施
 - ・ 児童福祉法に基づく都道府県等の指導監督の充実等
 - (①届出対象である認可外保育施設の範囲の明確化と周知、②認可施設への移行支援、③ベビーシッターの指導監督基準の創設等)
 - ・ 給付の実施主体となる市町村における対象施設の把握、給付に必要な範囲での施設への関与等について必要な法制上の措置
 - ・ 都道府県と市町村の間の情報共有等の強化のための方策
 - ・ 5年間の経過措置について、法施行後2年を目途に見直す旨の検討規定
 - ・ 6. の協議の場での議論を踏まえ、地方自治体の実情に応じた柔軟な対応を可能とすることも含め、必要な措置を検討

3. 財源

(1) 負担割合

- 財源負担の在り方：自治体の負担軽減に配慮しつつ国と地方で適切な役割分担が基本。消費税増収分を活用し必要な地方財源を確保
- 負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4。ただし、公立施設（幼稚園、保育所及び認定こども園）は市町村等10/10

(2) 財政措置等

- 初年度の取扱い：初年度（2019年度）に要する経費を全額国費で負担
- 事務費：初年度と2年目を全額国費。認可外保育施設等の5年間の経過措置期間に係る費用相当額を全額国費で負担するべく措置
- システム改修費：平成30年度・平成31年度予算を活用して対応

4. 就学前の障害児の発達支援

- 就学前の障害児の発達支援を利用する子供たちについて、利用料を無償化
- 幼稚園、保育所、認定こども園等とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象

5. 実施時期

- 2019年10月1日

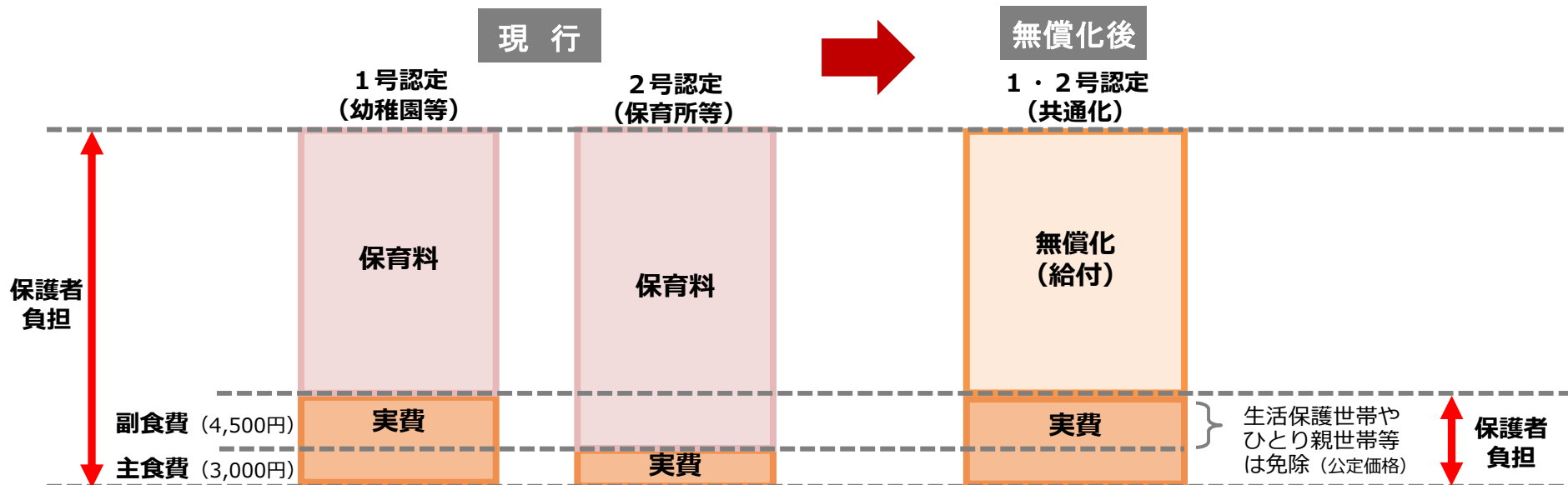
6. その他

- 国と地方自治体のハイレベルによる協議の場を設置。加えて、引き続き、自治体の事務負担軽減等に向けた検討
- 支払方法：新制度の対象施設 … 現物給付を原則。未移行幼稚園 … 市町村が実情に応じて判断（現物給付の取組を支援）
認可外保育施設等 … 償還払いを基本としつつ、市町村が地域の実情に応じて現物給付とすることも可
- 今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げが行われないう、周知徹底

幼児教育無償化に伴う食材料費の見直しについて

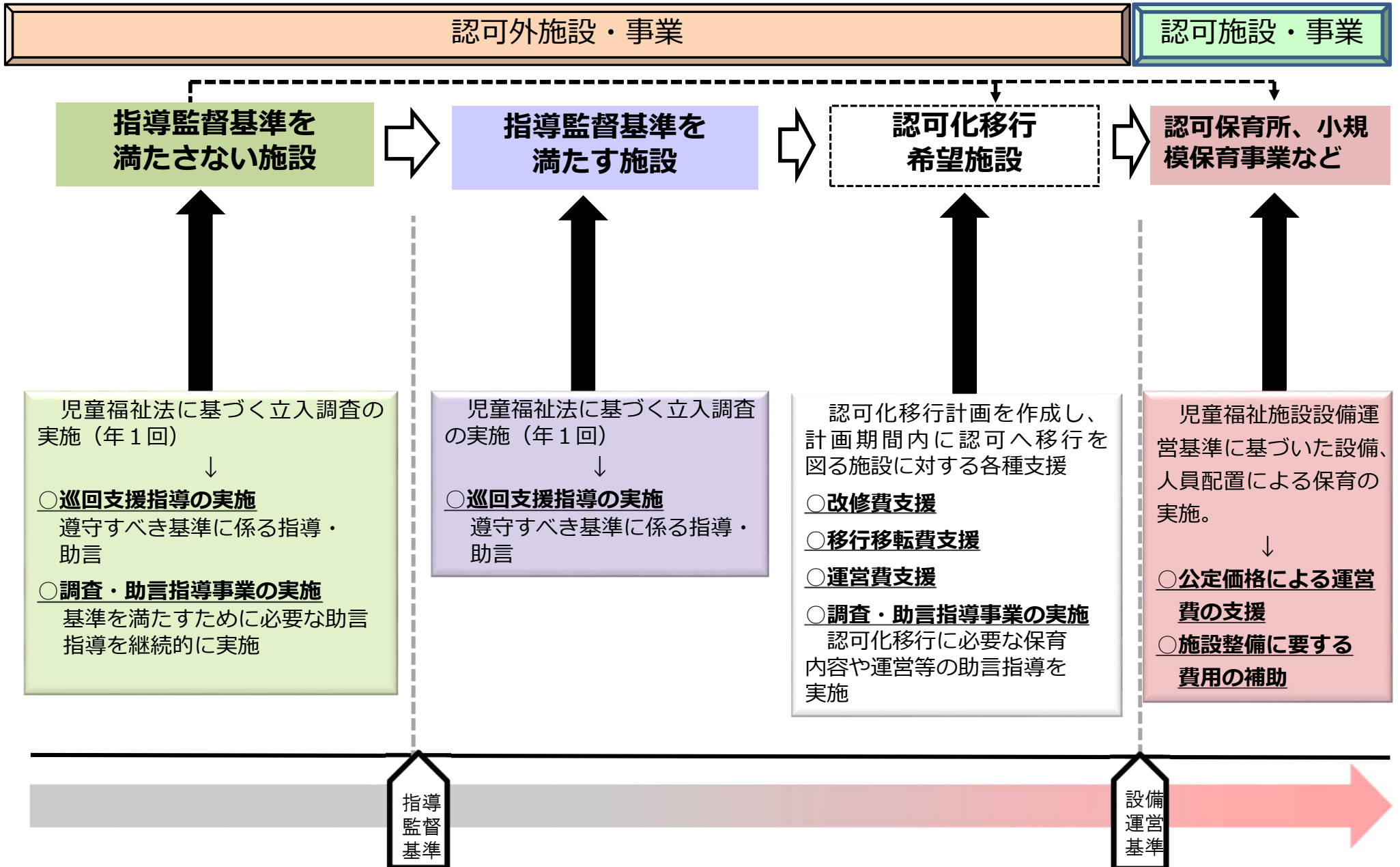
食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化に当たっても、この考え方を維持することを基本とし、以下のような取扱いとする。

- 1号認定子ども（幼稚園等）・2号認定子ども（保育所等（3～5歳））は、主食費・副食費ともに、施設による実費徴収（現在の主食費の負担方法）を基本とする。（負担方法は変わるが、保護者が負担することはこれまでと変わらない。）
 - 生活保護世帯やひとり親世帯等（※）については、引き続き公定価格内で副食費の免除を継続する（現物給付）。
 - ※ 生活保護世帯・里親、市町村民税非課税世帯・ひとり親世帯・在宅障害児がいる世帯の一部の子及び第3子以降
 - さらに、副食費の免除対象者の拡充（年収360万円未満相当世帯）を図る。
- 3号認定子ども（保育所等（0～2歳））は、無償化が住民税非課税世帯に限定されるため、現行の取扱いを継続する。



(2) 認可外保育施設の質の確保・向上 について

認可外保育施設に対する質の確保に関する支援の流れ（イメージ）

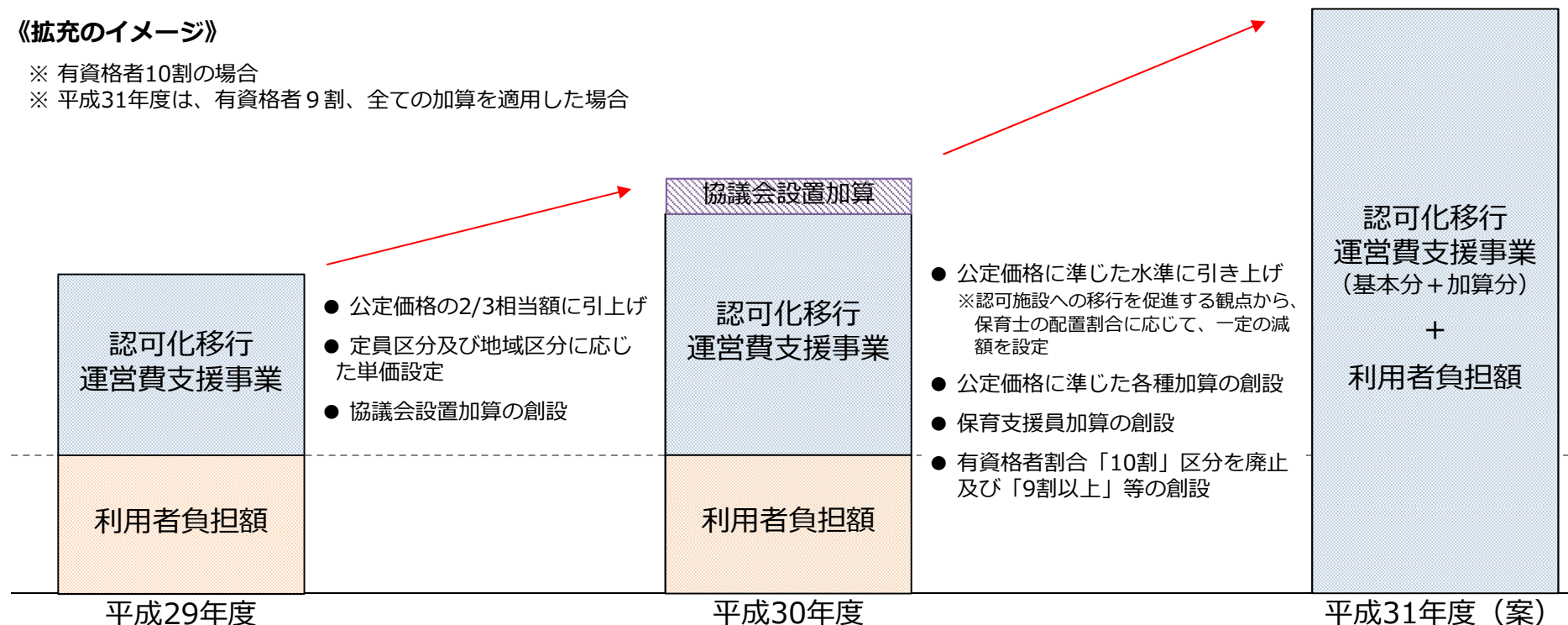


認可化移行運営費支援事業の拡充（イメージ）

- 「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿確保策の一環として、既存の認可外保育施設の認可化を推進することが重要。
- このため、認可化移行運営費支援事業について、平成31年度予算案においては、以下の拡充を実施。
 - ・ 補助単価を公定価格の2/3から引き上げ、**公定価格に準じた水準**にする。
 - ・ 認可施設への移行を促進する観点から、**保育士の配置割合に応じて、一定の減額**を設ける。
 - ・ 公定価格に準じた、**各種加算を創設**する。
 - ・ 認可施設との単価上の差を設けるため、保育士の配置割合が基準の「10割」である補助区分を廃止し、**新たに「9割以上」等の補助区分を創設**する。
 - ・ 保育士の配置割合が基準の「6割」の場合の補助区分について、**保育支援員加算（仮称）を創設**する。
 - ※ 保育士以外の従事者について、所定の研修を終了した「保育支援員」を、必要となる保育士の1.5倍に置き換えて配置する場合に一定の加算を行う。
 - ・ 保育士の配置割合が基準の**「9割以上」の施設について、公定価格に準じた利用料**とする。
 - ※ 「9割以上」以外の施設については、従前どおり自由設定とする。

《拡充のイメージ》

- ※ 有資格者10割の場合
- ※ 平成31年度は、有資格者9割、全ての加算を適用した場合



認可を目指す認可外保育施設への支援

<目 的>

認可外保育施設の認可化移行を支援し、待機児童の解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制整備を行う。

<実施要件等>

- ・ **認可化移行計画(*1)を策定し、計画期間内(*2)に移行を図ること。**
- ・ 施設設備は、計画期間内に認可基準を満たすこと。
- ・ 職員配置については、**認可基準の1/4以上は有資格者**とし、比率(1/4、1/3、6割、9割)に応じて補助単価を設定。

*1 施設設備面での課題解決(「認可化移行可能性調査」の実施等)や、保育士人材確保(保育士資格の取得支援等)等を踏まえ策定

*2 地方単独保育施設以外の施設は**5年間が上限**

1. 改修費支援

- ・ 認可基準を満たすために必要な改修費等の補助を行う。(間仕切り、調理室やトイレの設備の改修費、賃借料等)

【補助率】国1/2(市町村1/4、設置主体1/4)(*)

*子育て安心プラン実施計画の採択を受けている等一定の条件を満たす市町村については、国2/3(市町村1/12、設置主体1/4)なる

【補助基準額】1施設当たり3,200万円

2. 移行費支援

- ① 認可化移行調査・助言指導事業【補助率】国1/2
 - ・ 認可保育園等に移行するために障害となっている事由を診断し、移行するための計画書の作成に要する費用を補助する。
【補助基準額】1施設当たり56.4万円
 - ・ 認可保育園等への移行に必要な保育内容や施設運営等について助言・指導するための費用を補助する。
【補助基準額】1施設当たり50.4万円
 - ・ 指導監督基準を満たさない認可外保育施設が指導監督基準を満たすために必要な助言指導を継続的に行うための費用を補助する。
【補助基準額】1施設当たり75.5万円
- ② 認可化移行移転費等支援事業【補助率】国1/2
 - ・ 現行の施設では、立地場所や敷地面積の制約上、設備運営基準を満たすことができない場合の移転等に必要な費用を補助する。
【補助基準額(移転費)】1施設当たり120万円
【補助基準額(仮設置費)】1施設当たり380万円

3. 運営費支援

- ・ 認可保育園等への移行を希望する認可外保育施設に対し、運営費を補助をする。

【補助率】国1/2(都道府県1/4、市町村1/4)

【補助基準額】

① 運営費補助(児童一人当たり月額)

	基本分単価
4歳以上児	5.6万円
3歳児	6.2万円
1,2歳児	11.3万円
0歳児	18.1万円

+

新
公定価格に準じた
各種加算

- ※ 消費税8%の場合の荒い試算
- ※ 地域区分20/100、定員40名、基準上必要とされる職員のうち9割が保育士の場合
- ※ 補助単価は、地域区分、定員区分、配置されている保育士の割合等により異なる。

- ② 保育支援員加算(基準上必要とされる職員のうち、保育士以外の従事者一人当たり月額)
【補助基準額】14.1万円
- ③ 開設準備費加算(増加定員一人当たり月額)
【補助基準額】0.8万円
- ④ 地方単独保育施設加算(児童一人当たり月額)
【補助基準額】2.0万円

認可化移行調査・助言指導事業（旧：認可化移行調査費等支援事業）

（保育対策総合支援事業費補助金 394億円の内数）

保育の供給を増やし、待機児童解消を図るとともに、子どもを安心して育てることができる体制の整備を目的として、
 ①認可保育所等への移行を希望する認可外保育施設について、移行の障害となっている事由を調査・診断するほか、
 ②指導監督基準を満たしていない認可外保育施設への指導を強化し、（拡充）
 移行に向けた計画書の作成・見直し及び移行までの助言指導を行うための費用の一部を補助する。

＜拡充の内容＞

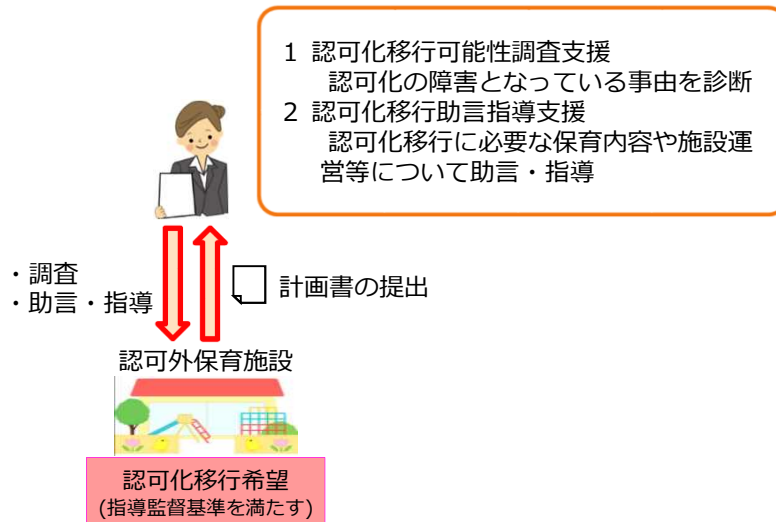
「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」において、無償化の対象となるサービスとして、指導監督基準を満たすことが示されたことから、指導監督基準を満たさない認可外保育施設に対して指導監督基準を満たすために必要な助言指導を行う。

【実施主体】都道府県、市町村

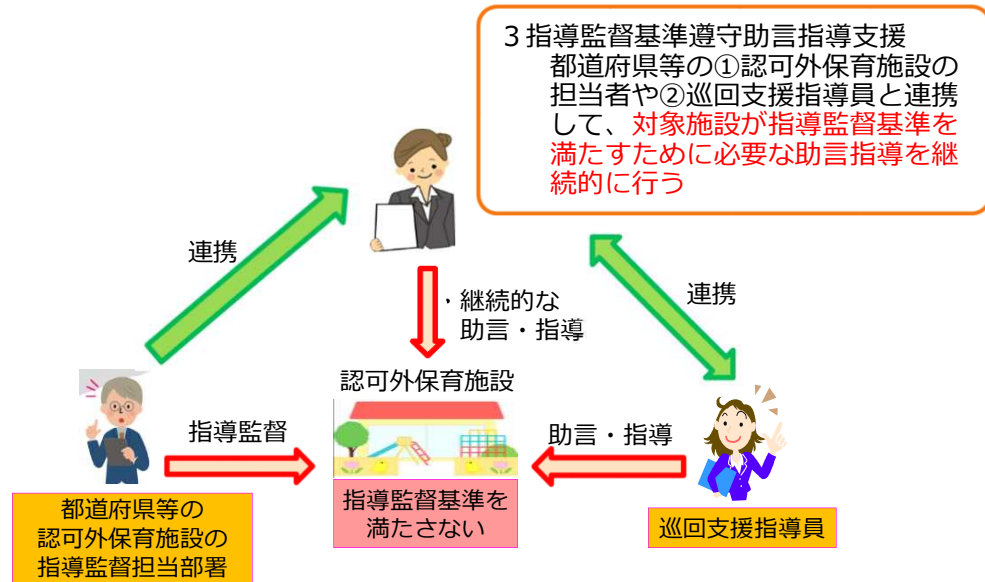
【補助率】国1/2、都道府県1/2 又は 国1/2、都道府県1/4、市区町村1/4

【補助基準額（案）】	1. 認可化移行可能性調査支援	1 か所当たり	564千円
	2. 認可化移行助言指導支援	1 施設当たり	504千円
	3. 指導監督基準遵守助言指導支援	1 施設当たり	755千円【拡充】

○指導監督基準を満たす認可外保育施設の場合



○指導監督基準を満たさない認可外保育施設の場合【拡充】



巡回支援指導員について

【業務内容】

保育園等の質の確保・向上を目的として各施設を巡回し、以下の内容等に関する助言・指導を実施

- ① 保育園等が満たすべき基準の遵守状況
- ② 保育中の死亡事故等の重大事故が発生しやすい場面（睡眠中、食事中、水遊び中等）
- ③ 保育園等の事故防止の取組、事故発生時の対応

【要件】

次の要件をいずれも満たしている者として、都道府県等が適当と認める者

- ・ 上記【業務内容】に掲げる業務に関して、専門的な知見を有する者
 - ・ 巡回指導の趣旨を理解し、保育園等に対する巡回支援指導を適切に実施できる者
- ※ 指導員の具体例：保育園の園長や保育士経験者

【配置主体】

- ・ 認可外保育施設、認可外の居宅訪問型保育事業（ベビーシッター）：都道府県、指定都市、中核市
 - ・ 認可保育園、認定こども園、地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業：市区町村
- ※ 巡回支援指導員の配置について、保育に関する知見等を有する団体等への委託も可。
（委託先の具体例：指定保育士養成施設、社会福祉協議会、地域のNPO法人、子育て支援団体 など）

【補助率・補助単価(H31予算案)】

補助率：国 1/2 、都道府県又は市区町村 1/2 補助単価：巡回支援指導員 1人あたり 4,062千円

【配置状況 (H29補助金交付決定)】

21自治体 97名 ※ 国の補助事業によらず、各自治体独自で実施している場合もあり。

<配置イメージ



(3)「子育て安心プラン」の着実な推進 について

待機児童解消に向けた取組の状況について

【保育の受け皿拡大の状況】

○ 待機児童解消加速化プランによる市区町村と企業主導型保育事業における保育の受け皿拡大を合わせると、**2013年度から2017年度末までの5年間の合計は、約53.5万人分**（※）。待機児童解消加速化プランの**政府目標50万人分を達成**。

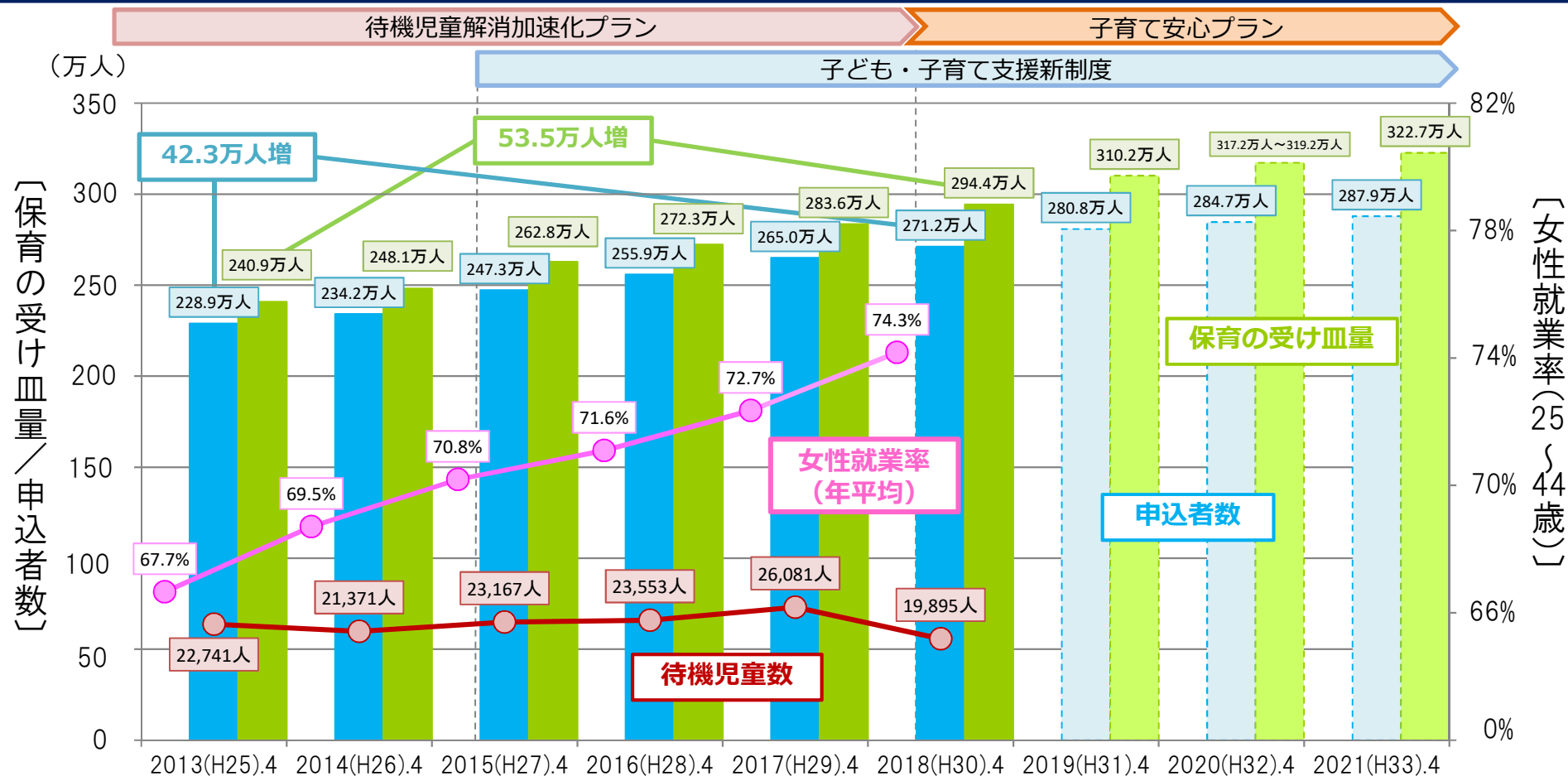
※ 市区町村の受け皿拡大量：約47.6万人分 企業主導型保育事業の受け皿拡大量：約6万人分

○ 子育て安心プランによる保育の受け皿拡大量は、現時点の市区町村等の計画を積み上げると、2017年度末までの子育て安心プランの前倒し分を含め、**2018年度から2020年度末までの3年間で約29.3万人分が拡大できる見込み**。

【保育の申込者数、待機児童数の状況】

○ 一方、**女性就業率（25歳から44歳）は年々上昇**しており、それに伴い**申込者数も年々増加**。2018年4月時点の申込者数は、約271.2万人で、昨年度と比較して増加（約6.2万人増）。

○ 2018年4月時点の待機児童数は、**19,895人となり、10年ぶりに2万人を下回る結果**。



「子育て安心プラン」

【平成29年6月2日公表】

【待機児童を解消】

東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため、**待機児童解消に必要な受け皿約22万人分の予算を2018（平成30）年度から2019（平成31）年度末までの2年間で確保**。（遅くとも2020（平成32）年度末までの3年間で全国の待機児童を解消）

【待機児童ゼロを維持しつつ、5年間で「M字カーブ」を解消】

「M字カーブ」を解消するため、2020（平成32）年度末までの**3年間で女性就業率80%**に対応できる**約32万人分**の受け皿整備（当初5年間の計画を3年間に2年前倒し）。
（参考）スウェーデンの女性就業率：82.5%（2016）

自治体を支援し、2年間で待機児童を解消するための受け皿整備の予算の確保
（遅くとも3年間で待機児童解消）

2年前倒しし、2020年度末までの3年間で約32万人分の受け皿を整備

2013(H25)年度

2017(H29)年度末

2019(H31)~
2020(H32)年度末

2022(H34)
年度末

約53.5万人増

約32万人増

「待機児童解消加速化プラン」
（5年間）

「子育て安心プラン」
（2～3年間）

2年前倒し

待機児童数

19,895人(H30.4)

ゼロ

女性(25-44歳)就業率

74.3%(H29)

80%

待機児童対策協議会の設置状況について

○ 12月末時点で11都府県において設置。当該11都府県における待機児童数は12,103人（全国（19,895人）の約6割）（H30.4.1時点）。

県名	設置日	構成員	協議内容（議題）	（参考） 待機児童数
秋田県	5/9	17市町、労働局、保育協議会、保育士会、私立幼稚園・認定こども園連合会、有識者	保育人材の確保 等	37人
宮城県	5/14	35市町村（全市町村）	市町村間の課題共有及び解決策の検討、保育事業に関する市町村間の情報共有	613人
山形県	10/29	28市町村（全市町村）	協議会が別に定める	46人
福島県	7/2	19市町村（待機児童がいる又は安心プラン採択自治体）、子ども・子育て会議委員	受け皿整備、保育人材確保、情報の共有（横展開）	371人
埼玉県	5/24	24市（待機児童が20人以上）	地域ごとの課題の把握及び分析、その結果に基づいた対策	1,552人
千葉県	8/27	30市町	協議会が別に定める	1,392人
東京都	6/8	53市区町村	協議会が別に定める	5,414人
神奈川県	7/9	33市町村（全市町村）	受け皿整備、多様な就労形態に応じた保育、保育人材確保、情報の共有（横展開）	864人
滋賀県	8/21	19市町（全市町）	広域利用、特に専門性の高いもの	439人
大阪府	8/27	43市町村（全市町村）	協議会が別に定める	677人
岡山県	5/24	12市町（待機児童がいる自治体）	受け皿整備、保育人材確保、情報の共有（横展開）	698人

※ 議題内容は設置届出書に記載のあった内容であり、その詳細は協議会の中で決定される。

待機児童対策協議会参加自治体への支援施策について

(保育対策総合支援事業費補助金 394億円の内数)

待機児童対策協議会において、①待機児童の解消に向けた受け皿整備、保育人材の確保・資質の向上に係る取組の達成状況を評価するための地域の实情に応じた評価指標（KPI）を設定し、②見える化をすることで、より強力に待機児童対策に取り組む自治体を支援する。

1. 受け皿確保等



- **保育園等改修費等支援事業（市町村）**
賃貸物件等による保育園等を設置するための改修費等の補助基準額の嵩上げ
※ 補助基準額（案）3,500万円（通常2,700万円）
- **都市部における保育園等への賃借料支援事業（市町村）**
新設の場合に限り、建物借料と公定価格の賃借料加算の乖離が2倍を超えた場合についても補助（通常は3倍）
※ 補助基準額（案）1,200万円（通常2,200万円）
- **保育園等の広域利用のための調整・保育対策事業の横展開（都道府県）**
保育所等の広域利用調整や公有地等の保育所等設置に係る調整や市町村をまたぐ保育対策関係事業の取組状況の横展開を担う職員を配置
※ 補助基準額（案）262.3万円（新規）

2. 保育人材の確保



- **潜在保育士の再就職支援（都道府県、指定都市、中核市）**
保育士・保育園支援センターにおいて、潜在保育士の把握や保育人材の掘り起こしを担う職員（就職支援コーディネーター）を追加配置
※ 補助基準加算額（案）400万円（新規）
- **保育人材就職支援事業（市町村）**
市町村において、保育人材の掘り起こしを担う職員（就職支援コーディネーター）を追加配置
※ 補助基準加算額（案）400万円（新規）

3. 地方自治体からの提案型事業

- **待機児童対策協議会に参加する自治体を実施する、待機児童解消に向けた取組みを支援（都道府県、市町村）**
※ 厚生労働大臣が認めた額（上限1,000万円の定額補助）



KPI項目・指標及び見える化

設定及び見える化するKPI項目・指標は、待機児童の解消に向けた受け皿整備、保育人材の確保・資質の向上に係る取組であって、地域の实情に応じた達成状況の見える化に適したものとする。

「1. 受け皿確保等」に関するKPI（例）

- ✓ 待機児童数（対前年度減）（市町村）
- ✓ 認可保育所等に移行した認可外保育施設数（市町村）
- ✓ 広域利用に係る協定の締結を目指す各市区町村の施設ごとの市境を越えた受け入れ児童数（都道府県、市町村）

「2. 保育人材の確保」に関するKPI（例）

- ✓ 保育士養成校の卒業生の保育園等への就職件数の増加数（都道府県）
- ✓ 潜在保育士の「保育士・保育園支援センター」への新規届出件数（都道府県）
- ✓ 「保育士・保育園支援センター」への求人登録の件数（都道府県）
- ✓ 保育士の平均勤続年数（都道府県、市町村）



(4) 総合的な保育人材確保策の推進 について

保育人材の確保に向けた総合的な対策

- ◆ 「子育て安心プラン」に基づく約32万人分の保育の受け皿整備に伴い、保育の担い手となる保育人材(新たに約7.7万人)を確保するため、処遇改善のほか、新規の資格取得、就業継続、離職者の再就職といった支援に総合的に取り組む。

新規資格取得支援

【養成校ルート】

- 保育士修学資金貸付の実施（養成校に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付け）【27補正～：30二次補正案で貸付原資等の積み増し】
 - ・卒業後、5年間の実務従事により返還を免除
 - ・学費 5万円（月額）など
- 保育士資格取得支援事業の拡充（保育園等で働きながら養成校の卒業による資格の取得を目指す方への授業料の補助）
 - ・補助対象者を常勤職員から非常勤職員を含む全職員に拡大 【30予算～】

【保育士試験ルート】 ※年2回の試験を実施（27年度：4府県で実施 → 29年度：全ての都道府県で実施）

- 保育士試験による資格取得支援事業の拡充（保育士試験の合格による資格の取得を目指す方への教材費等の補助）
 - ・支給対象期間を拡大（試験の1年前までに要した費用→試験の2年前までに要した費用） 【30予算～】

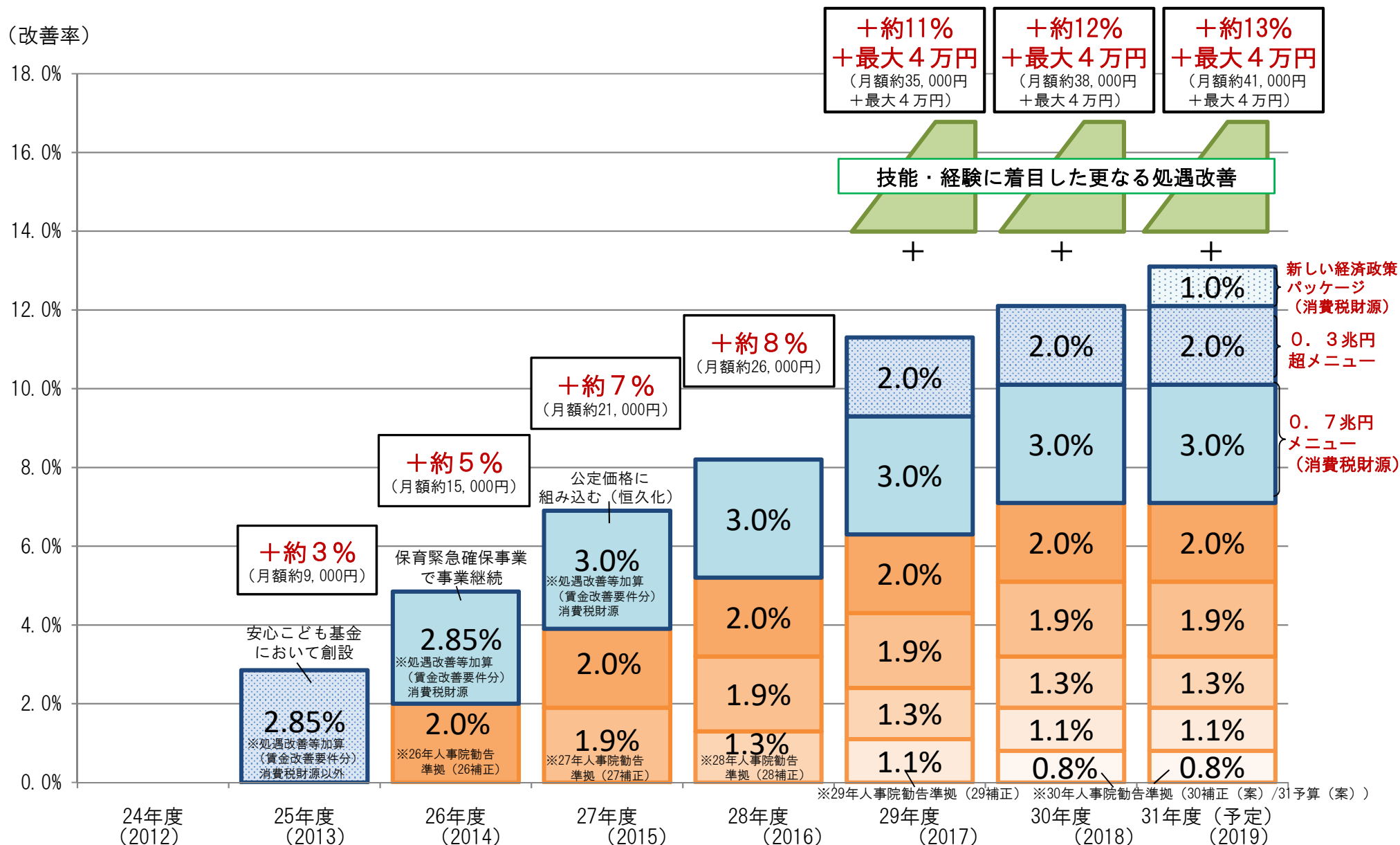
就業継続支援

- 保育園等におけるICT化の推進
 - ・保育士の業務負担を軽減するため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務をICT化するためのシステムの導入費用を支援する。 【30二次補正案】
- 保育補助者の雇い上げ支援の拡充（保育士の業務を補助する方の賃金の補助）
 - ・研修受講要件を緩和し、保育人材の裾野を拡大（子育て支援員研修の受講→保育園等での実習） 【30予算～】
 - ・補助基準額の引き上げ（1施設1名分（221.5万円）→定員121人以上の施設：2名分（443万円）） 【30予算～】
- 保育体制強化事業の拡充（清掃等の業務を行う方の賃金の補助）
 - ・実施主体の拡大（待機児童解消加速化プラン参加市区町村→全ての市区町村）等 【30予算～】
- 保育士宿舍借り上げ支援（補助額：1人当たり月額8.2万円（上限））
 - ・対象者の拡大（採用から5年以内の者→採用から10年以内の者） 【29予算～】

離職者の再就職支援

- 保育士・保育所支援センター（潜在保育士の掘り起こしを行い、保育事業者とのマッチング支援（職業紹介）を実施）＜新規メニュー創設＞
 - ・保育士・保育所支援センターにマッチングシステムを導入する際の費用に対する補助を新設し、業務の効率化を図るとともに、潜在保育士等保育人材のニーズに合わせた、よりきめ細かなマッチングを実施。（補助額（案）700万円） 【31予算案】
- 潜在保育士再就職支援事業＜新規＞
 - ・長いブランクによる潜在保育士の職場復帰への不安を軽減するため、保育園等が潜在保育士を非常勤として試行的に雇用する際に行う研修等に要する費用を補助（補助額（案）10万円） 【31予算案】
- 就職準備金貸付事業（再就職する際等に必要となる費用を貸し付け、2年間勤務した場合、返還を免除）
 - ・貸付額の上限を引き上げ（20万円→40万円） 【28補正～：30二次補正案で貸付原資等の積み増し】

保育士等の処遇改善の推移



※ 処遇改善等加算 (賃金改善要件分) は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施
 ※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額
 ※ 上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足し上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる。

2. 地域における子育て支援の充実

(1) 2019(平成31)年度における社会保障
(子ども・子育て支援)の充実等について

2019(平成31)年度の消費税増収分の使途について

〈31年度消費税増収分の内訳〉 (公費ベース)

《増収額計：10.3兆円》^(注)

○基礎年金国庫負担割合 2分の1

(平成24・25年度の基礎年金国庫負担割合 2分の1の差額に係る費用を含む)

3.3兆円

○社会保障の充実

- ・子ども・子育て支援の充実
- ・医療・介護の充実
- ・年金制度の充実
- ・幼児教育・保育の無償化
- ・待機児童の解消
- ・介護人材の処遇改善

2.17兆円

○消費税率引上げに伴う社会保障4経費の増

- ・診療報酬、介護報酬、年金、子育て支援等についての物価上昇に伴う増

0.47兆円

○後代への負担のつけ回しの軽減

- ・高齢化等に伴う自然増を含む安定財源が確保できていない既存の社会保障費

4.4兆円

(注)軽減税率制度による減収分は考慮していない。

2019(平成31)年度における「社会保障の充実」(概要)

(単位: 億円)

事 項	事 業 内 容	平成31年度 予算案			(参考) 平成30年度 予算額	
			国分	地方分		
子ども・子育て支援	子ども・子育て支援新制度の実施	(注3) 6,526	(注4) 2,985	3,541	6,526	
	社会的養育の充実	474	237	237	416	
	育児休業中の経済的支援の強化	17	10	6	17	
医療・介護	医療・介護サービスの提供体制改革	病床の機能分化・連携、在宅医療の推進等				
		・ 地域医療介護総合確保基金(医療分)	1,034	689	345	934
		・ 診療報酬改定における消費税財源等の活用分	476	337	139	473
		地域包括ケアシステムの構築				
	・ 地域医療介護総合確保基金(介護分)	824	549	275	724	
	・ 平成27年度介護報酬改定における消費税財源の活用分(介護職員の処遇改善等)	1,196	604	592	1,196	
	・ 在宅医療・介護連携、認知症施策の推進など地域支援事業の充実	534	267	267	434	
	医療ICT化促進基金(仮称)の創設	300	300	0	—	
	医療・介護保険制度の改革	国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充	612	0	612	612
		国民健康保険への財政支援の拡充				
・ 低所得者数に応じた自治体への財政支援		1,664	832	832	1,664	
・ 保険者努力支援制度等		1,772	1,772	0	(注5) 1,687	
被用者保険の拠出金に対する支援		700	700	0	700	
70歳未満の高額療養費制度の改正		248	217	31	248	
難病・小児慢性特定疾病への対応	介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	900	450	450	246	
	難病・小児慢性特定疾病に係る公平かつ安定的な制度の運用等	2,089	1,044	1,044	2,089	
年 金	年金受給資格期間の25年から10年への短縮	644	618	26	644	
	遺族基礎年金の父子家庭への対象拡大	61	57	4	50	
	年金生活者支援給付金の支給	1,859	1,859	0	—	
合 計		21,930	13,528	8,402	18,659	

(注1) 金額は公費(国及び地方の合計額)。計数は、四捨五入の関係により、端数において合計と合致しないものがある。

(注2) 消費税増収分(1.68兆円)と社会保障改革プログラム法等に基づく重点化・効率化による財政効果(▲0.51兆円)を活用し、上記の社会保障の充実(2.19兆円)の財源を確保。

(注3) 保育士の処遇改善については、「社会保障の充実」における全職員を対象とした3%の処遇改善を実施(平成27年度)。このほか、「社会保障の充実」とは別に、平成29年度から全職員を対象とした2%の処遇改善を行うとともに技能・経験に応じた月額最大4万円の処遇改善を行うなど、取組を進めている。

(注4) 「子ども・子育て支援新制度の実施」の国分については全額内閣府に計上。

(注5) 財政安定化基金の積立分160億円を含む(平成30年度の積増しにより国民健康保険制度の改革の実施に必要な積立総額2,000億円を確保済み)。

2019（平成31）年度における子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」項目

- 「0.7兆円の範囲で実施する事項」として整理された「質の向上」の事項については、平成31年度予算（案）においても引き続き全て実施。（赤字が改善事項）

	量的拡充	質の向上
所要額	4,258億円	2,742億円
主な内容	○認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育の量的拡充 （待機児童解消加速化プランの推進等）	○3歳児の職員配置を改善（20：1→15：1） ○私立幼稚園・保育園等・認定こども園の職員給与の改善（3%） ○保育標準時間認定に対応した職員配置の改善 ○研修機会の充実 ○小規模保育の体制強化 ○減価償却費、賃借料等への対応 など
	○地域子ども・子育て支援事業の量的拡充 （地域子育て支援拠点、一時預かり、放課後児童クラブ等）	○放課後児童クラブの充実 ○病児・病後児保育の充実 ○利用者支援事業の推進 など
	○社会的養育の量的拡充	○児童養護施設等の職員配置を改善（5.5：1→4：1等） ○児童養護施設の小規模かつ地域分散化の推進 ○児童養護施設等の職員配置基準の強化を含む高機能化の推進 ○民間児童養護施設等の職員給与の改善（3%） など

量的拡充・質の向上 合計 7,000億円

- 子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の向上」を実現するためには「1兆円超」の財源が必要とされたところであり、政府においては、引き続き、その確保に最大限努力する。

(2) 放課後児童クラブについて

放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

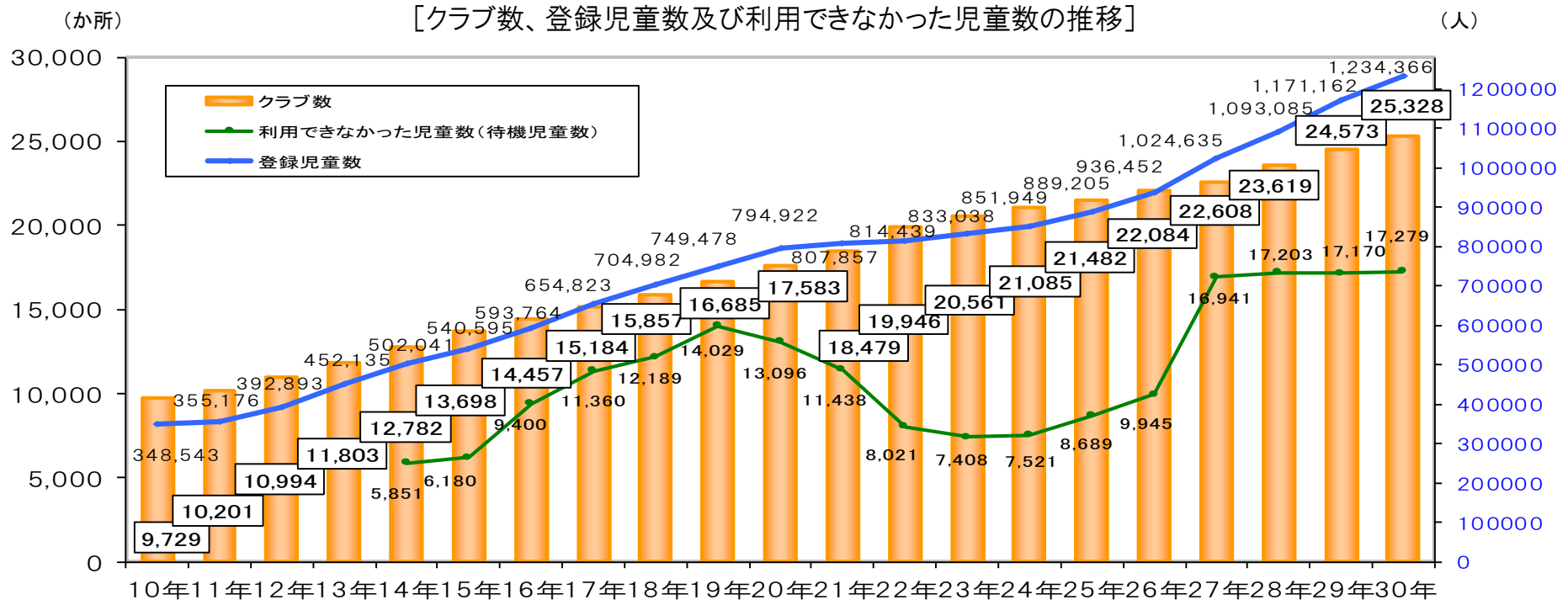
共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。
 (平成9年の児童福祉法改正により法定化<児童福祉法第6条の3第2項>:平成10年4月施行)
 ※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした(平成27年4月施行)

【現状】(平成30年5月現在)

- クラブ数 25,328か所
(参考:全国の小学校19,428校)
- 支援の単位数 31,643単位(平成27年より調査)
- 登録児童数 1,234,366人
- 利用できなかった児童数(待機児童数) 17,279人

【今後の展開】

○「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日策定)を踏まえ、放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿整備を図る。また、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。



※各年5月1日現在(厚生労働省調)

背景・課題

- 現行プランにおける放課後児童クラブ、放課後子供教室の両事業の実績は、放課後児童クラブの約30万人分整備が順調に進むなど、大きく伸びているが、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、「小1の壁」を打破するとともに待機児童を解消するため放課後児童クラブの追加的な整備が不可欠な状況。
- 小学校内で両事業を行う「一体型」の実施は、増加傾向にあるものの目標への到達を果たしていない。一方で、地域の実情に応じて社会教育施設や児童館等の小学校以外の施設を活用して両事業を行い、多様な体験・活動を行っている例も見られる。

- そのため、引き続き共働き家庭等の「小1の壁」・「待機児童」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するため、下記のとおり目標を設定し、新たなプランを策定。

「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標（2019～2023年）

- 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備（約122万人⇒約152万人）
- 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
- 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
- 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

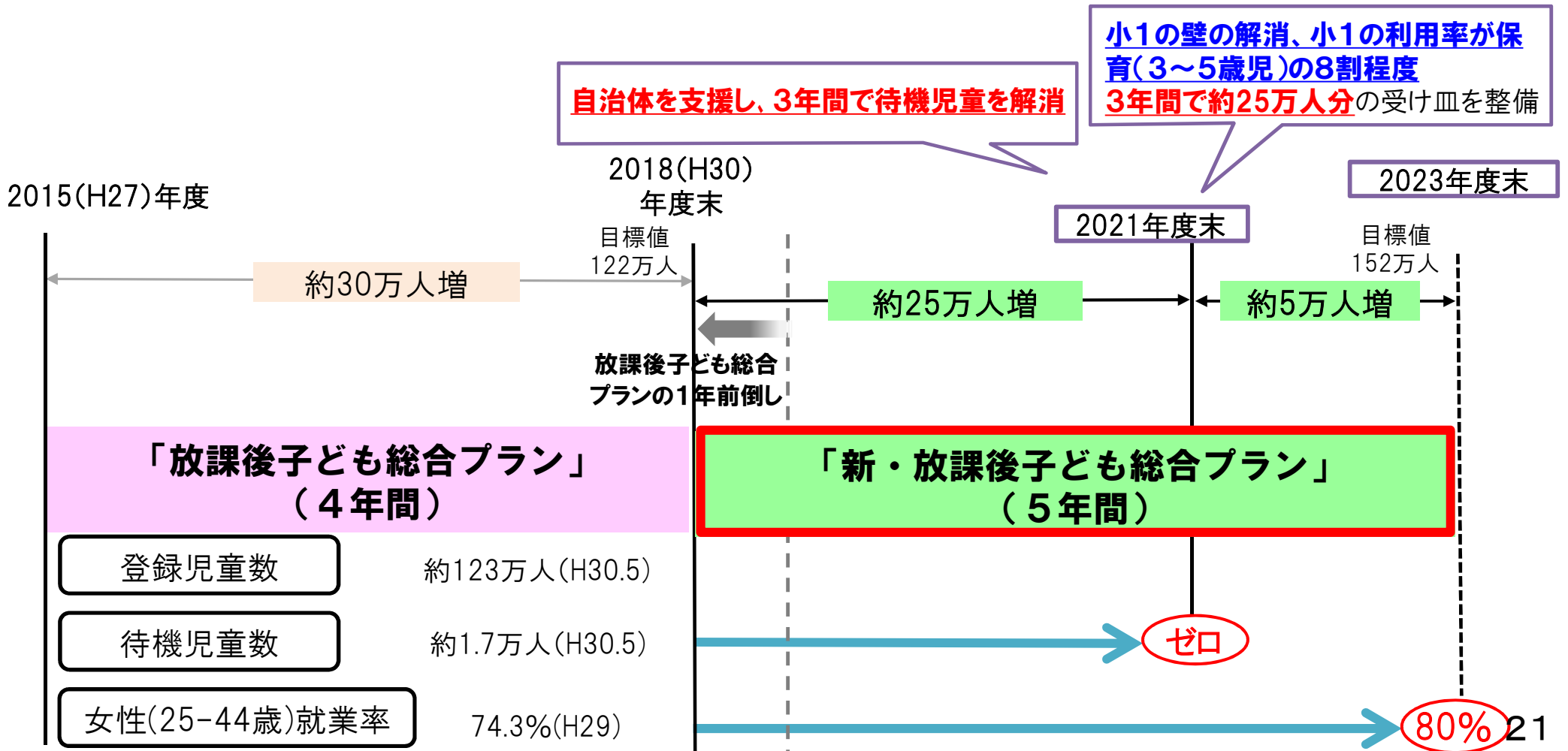
放課後児童クラブの受け皿整備（「新・放課後子ども総合プラン」）

（2018（平成30）年9月14日公表）

「新・放課後子ども総合プラン」において示す目標（抜粋）

放課後児童クラブの量的拡充を図り、2021年度末までに約25万人分を整備し待機児童の解消を目指し、女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までにさらに約5万人分を整備し、5年間で約30万人分の受け皿を整備する。

122万人⇒152万人

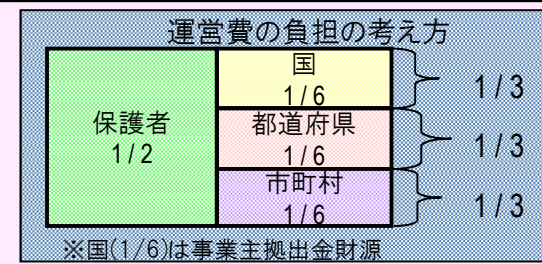


放課後児童クラブ関係予算のポイント

平成30年度予算 799.7億円 → 平成31年度予算(案) 887.8億円
 (うち、子ども・子育て支援交付金 平成31年度予算(案) 730.7億円) ※内閣府予算

○ 「新・放課後子ども総合プラン」(平成30年9月14日策定)を踏まえ、放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿整備を図る。また、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

○ 実施主体：市町村(特別区を含む)



平成31年度予算(案)の主な内容

1 施設整備費の国庫補助率嵩上げ【2016(平成28)年度からの継続】

○ 公立の場合：(嵩上げ前)国1/3、都道府県1/3、市町村1/3
 →(嵩上げ後)国2/3、都道府県1/6、市町村1/6

2 放課後児童クラブ運営費

(1) 放課後子ども環境整備事業

既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等の補助。

(2) 放課後児童クラブ支援事業

障害児受入れクラブへの専門的知識等を有する職員の配置や量的拡充のための市町村の支援策等に対する補助。

(3) 障害児受入強化推進事業

障害児を3名以上受け入れた場合の加配職員及び医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員の配置等に要する経費の補助。

(4) 小規模放課後児童クラブ支援事業

19人以下の小規模クラブにおける職員の複数配置の経費補助。

(5) 放課後児童支援員の処遇改善

- ▶ 18:30を超えて開所するクラブに対し、放課後児童支援員等の処遇改善経費の補助。
- ▶ 放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善に要する経費の補助。

(放課後児童対策の推進)

平成30年度予算 - 億円 → 平成31年度予算(案) 19.6億円の内数 ※厚生労働省予算

- 放課後児童対策の推進を図るため、**児童館、公民館等の既存の社会資源の活用や、小規模・多機能による放課後の子どもの居場所の確保を促進。**
- 放課後児童クラブの育成支援の内容の質の向上や安全確保を図るため、**先進事例の普及や放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市区町村等に配置する事業等を実施。**

【放課後児童クラブ関係に関わるものの抜粋】

6 義務付け・枠付けの見直し等

【厚生労働省】

(3) 児童福祉法(昭22法164)

(i) 放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号)に従事する者及びその員数(34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。

なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

<参考> 平成29年の地方からの提案等に関する対応方針(抄)(平成29年12月26日 閣議決定)

6 義務付け・枠付けの見直し等

【厚生労働省】

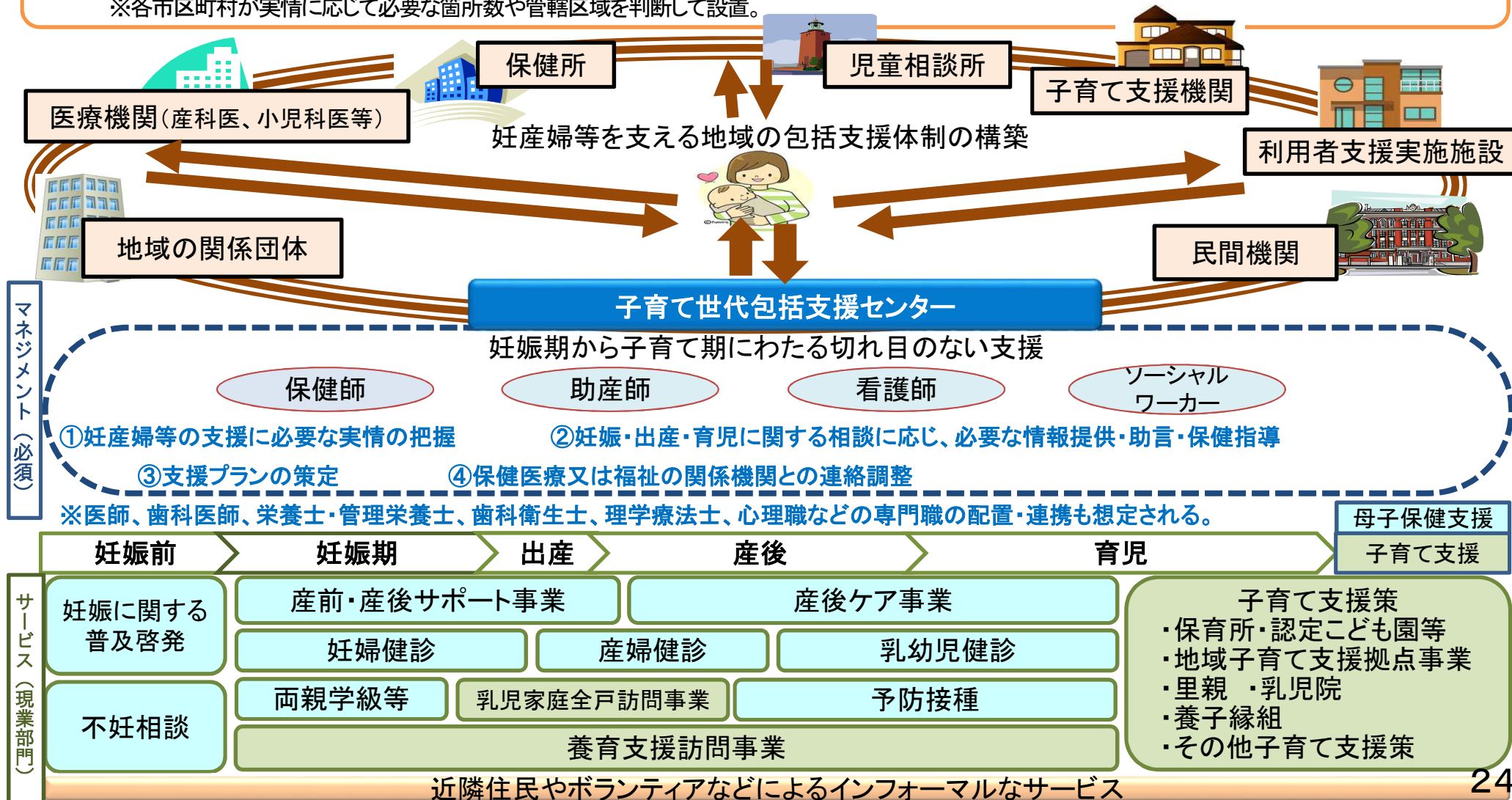
(3) 児童福祉法(昭22法164)

(iii) 放課後児童健全育成事業(子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号及び児童福祉法6条の3第2項)に従事する者及びその員数(児童福祉法34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、子どもの安全性の確保等一定の質の担保をしつつ地域の実情等を踏まえた柔軟な対応ができるよう、参酌化することについて、地方分権の議論の場において検討し、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(3) 妊娠期から子育て期にわたる 切れ目のない支援について

子育て世代包括支援センターの全国展開

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できることを目的とするもの
- 保健師等を配置して、妊産婦等からの相談に応じ、健診等の「母子保健サービス」と地域子育て支援拠点等の「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを行う機関
- 母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化(2017年4月1日施行)(法律上は「母子健康包括支援センター」)
 > 実施市町村数: 761市区町村(1, 436か所)(2018年4月1日現在) > 2020年度末までに全国展開を目指す。
 ※各市区町村が実情に応じて必要な箇所数や管轄区域を判断して設置。



データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会 中間報告書（概要）

【経緯】

- 2018年1月に厚生労働省「データヘルス改革推進本部」のもとに、新たに「乳幼児期・学童期の健康情報」プロジェクトチームが設置され、乳幼児期、学童期を通じた健康情報の利活用等について検討を進めることとなった。
- これを受け、同年4月に子ども家庭局長の下に「データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会」を設置し、乳幼児健診及び妊婦健診の健診情報の電子的記録様式の標準化及び電子化に関する検討を行った。

政府方針



乳幼児期・学童期の健康情報の一元的活用の検討などに取り組む。
 （経済財政運営と改革の基本方針 平成30年6月15日閣議決定）

PHR（Personal Health Record）について、平成32年度より、マイナポータルを通じて本人等へのデータの本格的な提供を目指す。そのため、予防接種（平成29年度提供開始）に加えて、**平成32年度から特定健診、乳幼児健診等の健診データの提供を開始することを目指す。**
 （未来投資戦略2018 平成30年6月15日閣議決定）

【中間報告書の主な内容】

1. 電子的に記録・管理する情報

- 乳幼児健診（3～4か月、1歳半、3歳）及び妊婦健診の健診情報にかかる「標準的な電子的記録様式」及び「最低限電子化すべき情報」を検討。

乳幼児健診・妊婦健診で把握される情報	概要	例
	標準的な電子的記録様式 本人又は保護者が自己の健康管理のために閲覧する情報で、市町村が電子化することが望ましい情報。	・ 疾病及び異常の診察所見 ・ 新生児聴覚検査に関する情報 ・ 風疹抗体検査に関する情報
	最低限電子化すべき情報 <small>※妊婦健診は対象外</small> 転居や進学の際に、他の市町村や学校に引き継がれることを前提として、市町村が必ず電子化する情報。	・ 各健診時における受診の有無 ・ 診察所見の判定に関する情報

2. 電子的記録の利活用について

「マイナンバー制度により管理」「特定の個人を識別する識別子はマイナンバー」

マイナポータルでの閲覧

市町村間での情報連携

- （背景）
- ・ 健診の実施主体たる市町村において情報が保有・管理されている
 - ・ マイナンバー制度に係る情報インフラが全国的に整備されている



- 生涯を通じたPHR制度構築の観点から、医療機関等においては、健診情報等をマイナンバーにより管理することとなっていないことも踏まえ、医療情報も含めた個人の健康情報を同一のプラットフォームで閲覧する方法等について今後検討が必要。
- 現状、学校そのものは、マイナンバー制度において番号利用を行うことができる行政機関、地方公共団体等として位置づけられていないため、学校健診情報と母子保健情報の連携に当たっては検討が必要。
- 市町村が精密健康診査対象者の精密健康診査結果を確認する際に、医療機関から返却される精密健康診査結果を効率的に照合する等の活用を進めることを念頭に、被保険者番号も把握する方向。

3. 今後の検討事項

- 引き続き検討が必要とされた主な課題。
 - ・ 電子的記録の保存年限
 - ・ 電子的記録の保存形式の標準化
 - ・ データ化する項目の定義や健診の質の標準化
 - ・ 学校健診情報との連携について
 - ・ 任意の予防接種情報の把握について
 - ・ 市町村における母子保健分野の情報の活用の在り方について
 - ・ ビッグデータとしての利用について
 - ・ 個人単位化される被保険者番号の活用にかかる検討も踏まえた医療等分野における情報との連携について

データヘルス時代の母子保健情報の利活用に係る情報システム改修事業(案)

(平成30年度) (平成31年度予算案)
 一百万円 → 1,251百万円

事業目的

母子保健情報の利活用を推進するため、乳幼児健診の受診の有無等の電子化した情報について、転居時に市町村間で引き継がれる仕組みや、マイナポータルを活用し、子ども時代に受ける健診、妊婦健診、予防接種等の個人の健康情報歴を一元的に確認できる仕組みを構築する。

事業内容

妊婦健診や乳幼児健診で実施する項目のうち、標準的な電子的記録様式として定める項目について、中間サーバーへの副本登録にかかる経費（データ標準レイアウトの改版に伴う市町村のシステム改修等）について補助する。

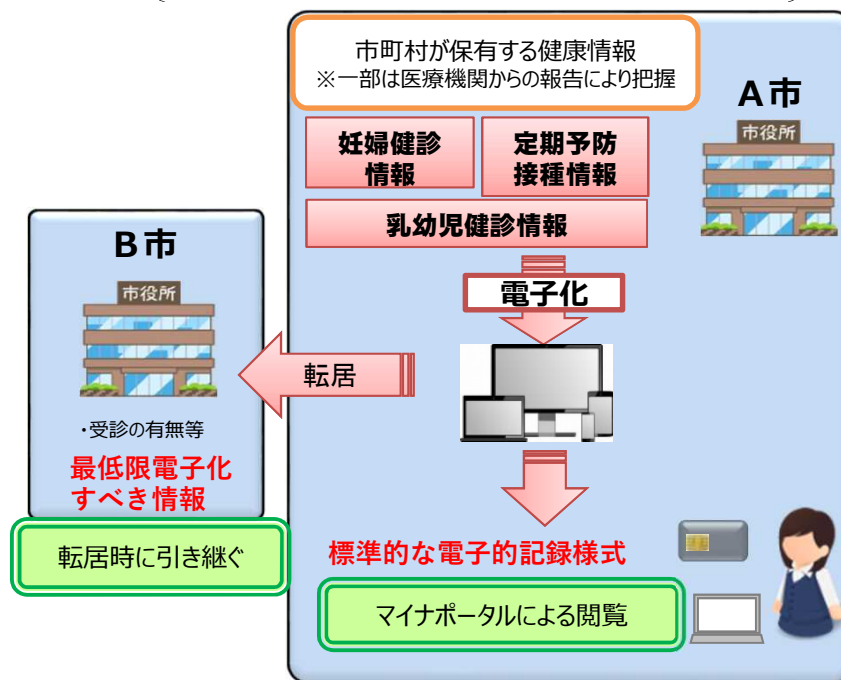
実施主体 市町村

補助率 2/3

スケジュール(予定)

- 2019年4月頃 データ標準レイアウト(β版) デジタルPMO公開
- 2019年7月頃 データ標準レイアウト(最終版) デジタルPMO公開
 順次、自治体においてシステムの改修
- 2020年6月～ 運用開始

「データヘルス時代の母子保健情報の利活用に関する検討会」
 中間報告書に基づくイメージ



不妊に悩む方への特定治療支援事業について

(平成30年度予算) (平成31年度予算案)
 16,267百万円 → 16,376百万円
 ※男性不妊治療にかかる初回の助成額を拡充(15万→30万円)

1. 事業の概要

- 要旨 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成
- 対象治療法 体外受精及び顕微授精(以下「特定不妊治療」という。)
- 対象者 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された法律上の婚姻をしている夫婦(治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦)
- 給付の内容
 - ① 1回15万円(初回の治療に限り30万円まで助成)
 ※凍結胚移植(採卵を伴わないもの)及び採卵したが卵が得られない等のため中止したものについては、1回7.5万円
 通算回数は、初めて助成を受けた際の治療期間初日における妻の年齢が、40歳未満であるときは通算6回まで、40歳以上43歳未満であるときは通算3回まで助成
 - ② 男性不妊治療を行った場合は15万円(初回の治療に限り30万円まで助成)
 ※精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術
- 所得制限 730万円(夫婦合算の所得ベース)
- 指定医療機関 事業実施主体において医療機関を指定
- 実施主体 都道府県、指定都市、中核市
- 補助率 1/2(負担割合:国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2)

2. 沿革

平成16年度創設 1年度あたり給付額10万円、通算助成期間2年間として制度開始
 平成18年度 通算助成期間を2年間→5年間に延長
 平成19年度 給付額を1年度あたり1回10万円・2回に拡充、所得制限を650万円→730万円に引き上げ
 平成21年度補正 給付額1回10万円→15万円に拡充
 平成23年度 1年度目を年2回→3回に拡充、通算10回まで助成
 平成25年度 凍結胚移植(採卵を伴わないもの)等の給付額を見直し(15万円→7.5万円)
 平成25年度補正 安心こども基金により実施
 平成26年度 妻の年齢が40歳未満の新規助成対象者の場合は、通算6回まで助成(年間助成回数・通算助成期間の制限廃止)※平成25年度の有識者検討会の報告書における医学的知見等を踏まえた見直し(完全施行は平成28年度)
 平成27年度 安心こども基金による実施を廃止し、当初予算に計上
 平成27年度補正 初回治療の助成額を15万→30万円に拡充
 男性不妊治療を行った場合、15万円を助成
 平成28年度 妻の年齢が43歳以上の場合、助成対象外。妻の年齢が40歳未満の場合は通算6回まで、40歳以上43歳未満の場合は通算3回まで助成(年間助成回数・通算助成期間の制限廃止)

平成31年度(案) 男性不妊治療にかかる初回の助成額を15万→30万円に拡充

3. 支給実績

平成16年度	17,657件
平成17年度	25,987件
平成18年度	31,048件
平成19年度	60,536件
平成20年度	72,029件
平成21年度	84,395件
平成22年度	96,458件
平成23年度	112,642件
平成24年度	134,943件
平成25年度	148,659件
平成26年度	152,320件
平成27年度	160,733件
平成28年度	141,890件

3. 特別な配慮が必要な子ども・家庭 への支援

(1) 児童虐待防止対策の強化について

児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策(平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)のポイント

- 増加する児童虐待に対応し、子どもの命が失われることがないように、国・自治体・関係機関が一体となって、対策に取り組む。
- 緊急的に講ずる対策と合わせ、必要な児童虐待防止対策に対する課題に取り組む。財政的な措置が必要なものについては、引き続き予算編成過程で検討を進めるとともに、制度的な対応が必要な事項についても検討し、所要の措置を講じる。

緊急的に講ずる対策

I 転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底

- 児童相談所の支援を受けている家庭が転居した際の引継ぎルールを見直し、全国ルールとして徹底
 - ①全ケースについて、リスクアセスメントシート等による緊急性の判断の結果(虐待に起因する外傷等がある事案等)をケースに関する資料とともに、書面等で移管先へ伝えること
 - ②緊急性が高い場合には、原則、対面等で引継ぎを実施
 - ③移管元児童相談所は引継ぎが完了するまでの間、児童福祉司指導等の援助を解除しないこと。移管先児童相談所は援助が途切れることがないように、速やかに移管元が行っていた援助を継続

II 子どもの安全確認ができない場合の対応の徹底

- 「通告受理後、原則48時間以内に児童相談所や関係機関において、直接子どもの様子を確認する」ルールに加え、立入調査について以下の全国ルールを徹底
 - ・子どもと面会ができず、安全確認が出来ない場合には、立入調査を実施。その際、必要に応じて警察へ援助要請すること

III 児童相談所と警察の情報共有の強化

- 以下の情報は必ず児童相談所と警察との間で共有することを明確化し、全国ルールとして徹底
 - ①虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案等の情報
 - ②通告受理後、48時間以内に児童相談所や関係機関において安全確認ができない事案の情報
 - ③①の虐待に起因した一時保護、施設入所等している事案で、保護等が解除され、家庭復帰する事案の情報なお、情報共有の在り方は引き続き各地方自治体の実態把握・検証を行い、見直しを行う。

IV 子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護や施設入所等の措置の実施、解除

- 子どもの安全確保を最優先とする観点から、以下の事項を全国ルールとして徹底
 - ・リスクアセスメントシートの活用等により、リスクを客観的に把握し、リスクが高い場合には一時保護等を躊躇なく実施すること
 - ・一時保護等の措置の解除や家庭復帰の判断の際、チェックリストの活用等により保護者支援の状況や地域の支援体制などについて客観的に把握した上で、判断すること
 - ・解除後は、児童福祉司指導や地域の関係機関による支援などを行い、進捗状況を関係機関で共有、リスクが高まった場合には躊躇なく再度一時保護するなど適切に対応すること

V 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施

- 乳幼児健診未受診や、未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど関係機関が安全を確認できていない子どもの情報を9月末までに市町村において緊急把握する。把握した子どもについて、速やかにその状況の確認を進める。確認結果は要保護児童対策地域協議会で共有。国において状況把握、公表。

VI 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)の策定

- 「児童相談所強化プラン」(2016年度から2019年度まで)を前倒しして見直す。
- 新たに市町村の体制強化を盛り込んだ、2019年度から2022年度までを期間とする「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(新プラン)を年内に策定する。
- 新プランには、以下の事項を盛り込む。
 - ①増加する児童虐待への対応に加え、里親養育支援や市町村支援の充実等のための児童福祉司、児童心理司等の専門職の職員体制・専門性の強化、弁護士・医療職等の配置の促進などの児童相談所の体制強化策
 - ②一時保護の体制強化策
 - ③子ども家庭総合支援拠点や要保護児童対策地域協議会の調整機関などの市町村の職員体制及び専門性強化などの市町村における相談支援体制の強化のための方策

児童虐待防止対策のための総合対策

1 児童相談所・市町村の職員体制・専門性強化

- 児童相談所における専門性強化の取組促進
- より重篤なケースに児童相談所が適切に対応できるようにするための業務・役割分担の推進
 - ・児童相談所内の業務分担、市町村と都道府県等の機能分担など支援と介入の機能分化の在り方等について、平成28年改正児童福祉法の附則の検討規定に基づき、検討する。
 - ・民間委託の活用等でより効果的に行うことが期待される業務の民間委託等を推進する。
- 中核市・特別区における児童相談所の設置支援促進
- 適切な一時保護の実施
- 子ども家庭総合支援拠点の設置促進等による市町村における相談支援体制・専門性の強化
- 子どもの権利擁護の仕組みの構築
- 児童相談所の業務の在り方等の見直しの検討

2 児童虐待の早期発見・早期対応

- 乳幼児健診等未受診者・妊婦健診未受診者への対応の推進
 - ・乳幼児健診・妊婦健診未受診者等で虐待リスクのあるケースを適切な支援へつなげる。未就園で福祉サービスを利用していない子どものいる家庭を訪問するなどの取組を進める。
- 支援を必要とする妊婦への支援の強化
- 相談窓口の設置促進等
 - ・あらゆる妊産婦等に対して妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センターについて、2020年度末までに全国展開を目指す。
- 相談窓口等の周知・啓発の推進等
 - ・若年妊娠等の予期しない妊娠をした女性が匿名で相談できる女性健康支援センターなどの相談窓口、児童相談所全国共通ダイヤル（189）をネット等も活用して周知。
- 在宅支援サービスの充実
 - ・孤立した育児によって虐待につながらないように、市町村の在宅支援サービスの充実を図る。
- 障害のある子どもとその保護者への支援の強化
- 児童虐待に関する研修の充実
- 非行のある子どもやその保護者等への支援の強化

3 児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底

- 児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底
 - ・市町村の要保護児童対策地域協議会に登録されている家庭が転居した際の引継ぎ方法についても徹底する。
- ICTの活用による情報共有の手法の効率化

4 関係機関（警察・学校・病院等）間の連携強化

- 児童相談所と警察の連携の強化
 - ・児童相談所が日常的に弁護士と相談できるような法的対応体制強化や警察職員や警察OBの職員配置を進める。
- 学校、保育所等と市町村、児童相談所等との連携の推進
- 要保護児童対策地域協議会等における情報共有の推進
 - ・要保護児童対策地域協議会等の関係機関間のより効率的な情報共有を進めるためのICTを活用したシステム整備を促進する。
- 協同面接（代表者聴取）の適切な実施と情報共有の推進
- 医療を必要とする子どもの保護の体制強化
- 医療機関における児童虐待対応体制の整備
- 生活困窮家庭やひとり親家庭等に対する支援との緊密な連携

5 適切な司法関与の実施

- 家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用の周知や、児童福祉法第28条措置や親権制限の申立ての適切な運用の促進
 - ・家庭裁判所における保護者指導勧告の仕組みの活用の児童相談所への周知徹底及び活用事例の収集、横展開など保護者支援を進める。
 - ・法的対応体制強化等を通じて、親権者等の意に反する場合の施設入所等措置（児童福祉法第28条措置）や親権停止・喪失の申立て等について、適切な運用を促す。

6 保護された子どもの受け皿（里親・児童養護施設等）の充実・強化

- 都道府県推進計画に基づく計画的な整備の推進
 - ・都道府県社会的養育推進計画の策定要領に基づき、各都道府県において、2020年度から10年間の計画を策定するとともに、これに基づく計画的な体制整備を推進する。
- 里親養育支援体制の構築及び里親委託の推進
- 児童養護施設等における家庭的養育の推進

児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）のポイント

（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、児童相談所や市町村の体制及び専門性を計画的に強化するため「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）を策定する。

児童相談所の体制強化

	2017年度 実績		2022年度 目標	増員数
児童福祉司	3,240人	→	5,260人	+ 2,020人程度
児童心理司	1,360人	→	2,150人※1	+ 790人程度
保健師	100人※3	→	各児童相談所※2	+ 110人程度
合計	4,690人	→	7,620人	+ 2,930人程度

※1 2024年度までに2,500人 ※2 2020年度まで ※3 複数人配置している児童相談所の人数を含めると、140人

市町村の体制強化

子ども家庭総合支援拠点	106市町村※	→	全市町村	—
要対協調整機関調整担当者	988市町村※	→	全市町村	—

※2018年2月実績

（注）児童相談所数：212箇所（2018年10月時点） 市町村数：1,741箇所（2018年4月時点）

児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）計画初年度

	2017年度 (実績)	2019年度 (新プラン初年度) ※	2022年度 (新プラン目標)
【児童相談所】			
児童福祉司	3,240 人	4,300 人 〔 + 1,070 人 〕	5,260 人 〔 + 2,020 人 〕
児童心理司	1,360 人	1,610 人 〔 + 260 人 〕	2,150 人 〔 + 790 人 〕
保健師	100 人	各児童相談所 〔 + 110 人 〕	各児童相談所
【市町村】			
子ども家庭総合支援拠点	106 市町村 <small>(2018年2月実績)</small>	800 市町村 〔 + 694 市町村 〕	全市町村
要対協調整機関調整担当者	988 市町村 <small>(2018年2月実績)</small>	1,175 市町村 〔 + 187 市町村 〕	全市町村

※2019年度の計画を踏まえ、地方財政措置が講じられる予定。

児童虐待防止対策の強化（2019(平成31)年度予算案関係）

「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」及び「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）等に基づき、児童相談所・市町村における職員体制・専門性強化等を図る。

＜児童虐待・DV対策等総合支援事業＞

児童相談所設置促進事業【拡充】

児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置に要する費用を拡充する。

児童相談所体制整備事業【新規・拡充】

- ・ 児童相談所全国共通ダイヤル「189」の無料化に伴い、夜間・休日を問わず、児童相談所が対応する通告・相談に対して随時直接応じられるよう24時間対応強化のための体制を拡充する。
- ・ 児童相談所と病院との間における子どもの退院に向けた調整及び退院後の処遇に係る調整（入所先、保護者、関係機関等との調整）を図るための職員を配置するための費用の補助を創設する。
- ・ 子育てに悩みを抱える者や子ども本人からの相談について、多くの方が利用しやすいようSNS等を活用した相談窓口を開設・運用するための補助を創設する。

賃貸物件による一時保護専用施設改修費支援事業【新規】

一時保護専用施設を賃貸物件を活用して設置する際に、一時保護専用施設の設備基準を満たすために必要な改修費の一部を補助する。

虐待・思春期問題情報研修センター事業【拡充】

児童相談所等の職員の専門性向上のため、現在、東日本に1か所のみとなっている研修センターについて、事業を拡充し、西日本にも拠点を設ける。

児童福祉司等専門職採用活動支援事業【新規】

都道府県等が行う学生向けセミナー企画や、インターンシップ企画など、児童福祉司等の専門職の確保のための採用活動等に係る費用の補助を創設する。

子どもの権利擁護に係る実証モデル事業（仮称）【新規】

子どもの権利擁護を推進する観点から、電話やハガキによる相談、第三者の訪問による聴取等の方法により、児童相談所が関与した子どもの意見表明を受け止める体制の構築を図るための実証モデル事業を実施する。

市町村相談体制整備事業【新規・拡充】

- ・ 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置を促進するため、開設準備経費への補助を創設するとともに、土日・夜間の運営費の補助を創設する。
 - ・ 支援拠点を通じたレスパイトケア等の在宅での養育支援の充実を図る。
- （※）これらと併せて都道府県による市町村職員への研修事業を拡充し、専門性の向上を図る。

未就園児等全戸訪問事業（仮称）【新規】

児童虐待の早期発見・早期対応に関する取組を強化するため、未就園児等のいる家庭への全戸訪問を行う事業を創設する。

虐待防止のための情報共有システム構築事業（仮称）【新規】

市町村の関係部署や児童相談所等の関係機関間のより効率的な情報共有を進めるため、ICTを活用したシステム整備を促進する。

未成年後見人支援事業【要件緩和】

被後見人（子ども）の資産要件を1,000万円未満から1,700万円未満へ見直す。

児童相談所・市町村における体制強化

「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）に基づき、児童相談所や市区町村子ども家庭総合支援拠点の体制を強化する。

児童相談所全国共通ダイヤル「189」の無料化【新規】

必要な通告を行いやすい環境整備を行うために、児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」を無料化する。（平成30年度2次補正予算）

はじめに

- 平成28年児童福祉法改正法附則第2条第3項に基づく検討事項を検討するため、社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会の下に設置したワーキンググループにおいて、児童福祉法に規定する子どもの権利を守るため、今後の児童相談所の業務の在り方等を含めた市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けた取組について、現状の問題点、それを解決する方策を中心に、目指すべき方向性、今後の取り組むべき事項について整理した。
- 今後、目指すべき方向性に沿って、対応について速やかに取組を進めるとともに、制度的な対応など必要な事項については、国において、法的及び財政的な措置を含め、適切に対応されるべきである。
- また、今回整理した事項にとどまることなく、市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の一層の充実に向け、不断の見直しを行い、必要な取組を進めるべきである。

※ 平成28年児童福祉法改正法附則第2条第3項 「政府は、法律の施行（2017年4月）後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」

1 児童相談所の業務の在り方及び市町村における相談支援体制の在り方

（目指すべき方向性）

- ・ 児童相談所において、通告に対する初期の対応を迅速かつ的確に行い、必要な保護ができる体制が必要。
- ・ 保護機能（調査・評価・保護等の措置を行う機能）も含め適切な対応がとれるよう、児童相談所内での保護機能と支援マネジメント機能（措置後の事案等のマネジメントを行う機能）の機能分け、専門人材の確保・育成に関する方策などの体制整備を推進する。
- ・ このため、国において、方向性を示し、各都道府県等において、体制整備の方法を検討、体制整備を進める。
- ・ 地域における切れ目ない支援のため、児童相談所のみならず、市町村における相談・支援体制を強化する。

（対応）

（1）都道府県等における保護機能と支援マネジメント機能を確実に果たすことができるようにするための体制整備

- ① 保護機能と支援マネジメント機能を確実に果たし、適切な対応を可能とする体制整備等に関する計画策定
 - ・ 保護機能と支援マネジメント機能に応じた部署分けや、保護の際に対応した職員とは異なる職員が支援マネジメントを担当する対応などの機能を分けることのほか、専門人材の確保・育成に関する方策などの体制整備を推進することについて、国において方向性を示し、各都道府県等において、これを踏まえ、体制整備について検討し、計画を策定する。
- ② 法的な知見を踏まえたケース対応ができるよう、日常的に弁護士と共に対応できるような体制強化
 - ・ 児童相談所における意思決定に、日常的に弁護士が関与し、共に対応できるよう、法令上の措置の検討や財政支援の強化など体制強化の推進方策の具体化を図る。
- ③ 医学的な知見を踏まえたケース対応ができるよう、日常的に医師と共に対応できるような体制強化
- ④ 保護機能を強化するための研修等の充実
- ⑤ 外部委託等の推進

（2）市町村等の地域の相談支援体制の強化

- ① 市町村の子ども家庭相談体制の強化、要保護児童対策地域協議会の活性化

・新プランに基づき、児童相談所に市町村支援担当児童福祉司、2022年度までに全ての市町村における要保護児童対策地域協議会の調整担当者の配置促進等による市町村の体制強化を図るとともに、ガイドラインの策定等により、要保護児童対策地域協議会の活性化を図る。

② 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進

・新プランに基づき2022年度までに全市町村での設置を促進する。また、子育て世代包括支援センターと一体的に設置する場合の要件やモデルを示すこと等により、市町村での子ども家庭相談支援体制の強化を図る。

③ 民間を含めた地域資源の充実

・地域における子どもや家庭を支援する資源を活用したショートステイ、トワイライトステイ事業等の在宅サービスや保護者支援等の充実を図る。

(3) 児童相談所の業務の質の向上を図るための評価の仕組みの創設

・国において、標準的な指標や評価機構なども含め、評価のバラツキが生じないように、より効果的な評価の在り方を検討した上で、ガイドラインの策定等を行い、児童相談所の業務(一時保護所を含む)について自己評価及び第三者評価を行う仕組みの創設に迅速に取り組む。

(4) 中核市・特別区における児童相談所の設置促進

・5年を目途に全ての中核市・特別区における一層の児童相談所の設置促進策を講じるため、法令上の措置の検討を含め自治体の実態把握や関係者間での協議の場の設置など国による更なる設置促進策の具体化を図る。

2 要保護児童の通告の在り方

(目指すべき方向性)

まずは通告を受理した機関が受けた通告について安全確認等の対応に当たって必要な情報の聞き取り等が適切に行われ、的確に通告に対応できるような体制整備を進めることが必要。

(対応)

(1) 通告窓口の一元的な運用方策の提示

・希望する自治体において、通告窓口を一元的に運用できる方策について、通告受理後の安全確認の体制を含め国で整理し、具体的に提示する。

(2) 通告後の対応に関する市町村、児童相談所の連携体制づくり

① 通告受理の際の情報の聞き取り等に関する研修の実施

・市町村、児童相談所が受け付けた通告に対して適切に情報の聞き取りや情報収集が行えるよう、研修を新たに実施する。

② 市町村、児童相談所の協議、ガイドライン策定に向けた取組

・市町村、児童相談所が通告後の対応について共通認識を持って対応できるようにするため、ガイドライン策定に向けた取組等を推進する。

③ 面前DV通告への市町村、児童相談所の対応等

・国において、面前DV通告への対応に関するガイドラインの策定、活用方法等を示すことにより、児童相談所と市町村の間の通告を受けた後の対応等に関する役割分担とそれに応じた効率的かつ効果的な対応を行うことができる枠組み作りを進める。

④ リスクアセスメントシート及びその活用方法の見直し

・リスクアセスメントツールについて、信頼性、妥当性を科学的に検討するなど、より実践的に活用できるものに見直す。

(3) 市町村の子ども家庭相談支援体制の強化、要保護児童対策地域協議会の活性化(再掲)

(4) 市町村、児童相談所の情報共有基盤の整備に向けた検討

・ガイドライン等の策定を行うなど必要な支援を行い、市町村、児童相談所が情報共有の効率化を図るためのシステム整備を進める。

(5) 児童相談所全国共通ダイヤル「189」の見直し

・「189」について、虐待通告を中心とし、それ以外の相談と番号を分けるよう見直す。

3 児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策

(目指すべき方向性)

- ・児童相談所、市町村における子ども家庭相談における対応を強化するため、いずれもの資質向上が必要。
- ・地域全体の対応力の向上という観点から、児童相談所、市町村が連携を図りながら専門性を高める取組を推進。
- ・子ども家庭相談分野のソーシャルワークを担う人材、特に指導及び教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）の資質について、求められる要件の具体的な内容や資格化を含め客観的に把握する方法等について引き続き検討。

(対応)

(1) 児童相談所の専門性向上のための体制整備

① 児童福祉司等の児童相談所の職員体制等の強化

- ・緊急総合対策に基づく人員体制の強化等を講ずる。都道府県等において専門人材の確保・育成に関する計画を策定する(再掲)。

② スーパーバイザー要件のさらなる厳格化の検討

- ・当面、スーパーバイザー研修の際のレポート提出等による修了要件を設定するとともに、研修受講を任用要件とする。

③ 児童福祉司等の任用要件について相談援助の業務経験を有する旨の明確化

- ・児童福祉司等の任用要件のうち、業務経験が必要とされるものについて、相談援助の業務経験が必要であることを明確化する。

④ 児童心理司の配置人数に関する基準の設定

- ・児童心理司の配置基準に関して、法令に位置づけることを検討する。

⑤ 法的な知見を踏まえたケース対応ができるよう、日常的に弁護士と共に対応できるような体制強化(再掲)

⑥ 医学的な知見を踏まえたケース対応ができるよう、日常的に医師と共に対応できるような体制強化(再掲)

(2) 児童福祉分野のソーシャルワークを担う人材の専門性向上のための国家資格化も含めた在り方検討

- ・児童福祉分野のソーシャルワークを担う人材、特にスーパーバイザーについて、その専門性の確保・向上とそれを客観的に把握できる枠組みを検討する必要があることから、その在り方について、専門的に検討する委員会を設け、国家資格化も含め、一定の年限を区切って引き続き、具体的な検討を進める。

(3) 市町村の専門性向上のための体制整備

① 市町村の子ども家庭相談支援体制の強化・要保護児童対策地域協議会の調整担当者の配置促進等による資質の向上(再掲)

② 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進(再掲)

4 子どもの意見表明に関する仕組み等

- ・子ども自身や関係機関が児童福祉審議会に申立てを行うことができることについて、改めて周知徹底を図るとともに、ガイドラインの作成等を行い、都道府県児童福祉審議会等を活用した子どもの意見を聴く枠組みを構築する。
- ・全ての子どもの意見表明権を保障するアドボケート制度の構築を目指し、まずは、一時保護も含む代替養育における子どもの意見表明権を保障するためのアドボケートの在り方について検討を行い、全国展開に向けた必要な取組を進める。

(2) 社会的養育の充実について

1. 今回の計画策定の位置付け

- ・ 「社会的養護の課題と将来像」を基に、各都道府県で行われてきた取組については全面的に見直し、子どもの権利保障のために、できるだけ早期に、平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現していくことが求められている。
- ・ その過程においては、子どもの最善の利益を念頭に、すべての子どもが健全に養育される権利を持っていることを十分踏まえ、子どもが不利益を被ることがないように、十分な配慮が必要である。そのような取組が計画的かつ速やかに進められるよう、2019年度末までに策定する新たな計画について、国として、策定要領を示すものである。

2. 基本的考え方



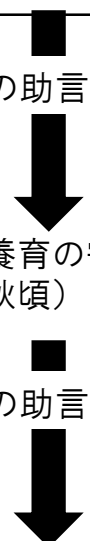
- ・ 今般の見直しの対象は、在宅での支援から特別養子縁組、普通養子縁組、代替養育や自立支援などが網羅されている。これらの項目すべては緊密につながっており、一体的かつ全体的な視点をしっかりと持って進めていく必要がある。
- ・ 都道府県や市区町村、特別養子縁組の養親、里親、乳児院等の児童福祉施設などの関係者に抜本的な改正となる平成28年改正児童福祉法の理念等が徹底されるとともに、何よりも子ども達の最善の利益のために着実に進めていくことが必要である。
- ・ 各都道府県においては、これまでの地域の実情は踏まえつつも、子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること、及び国における目標（※）を十分に念頭に置き、計画期間中の具体的な数値目標と達成期限を設定し、その進捗管理を通じて、取組を強化する。
（※）概ね7年以内（3歳未満は概ね5年以内）に乳幼児の里親等委託率75%以上、概ね10年以内に学童期以降の里親等委託率50%以上 等
- ・ 国においては、毎年、各都道府県における計画の取組及び「評価のための指標」等を取りまとめ、進捗のモニタリング及び評価を行い、公表するとともに、進捗の検証を行って取組の促進を図る。
- ・ 今後、都道府県の計画が着実に実施できるよう、様々な施策に必要な財政支援の在り方が課題となってくる。厚生労働省としては、これらの課題への対応について、2019年度以降の予算において、引き続き検討し、安定的な財源の確保に向けて、最大限努力していく。

3. 都道府県推進計画の記載事項

- | | |
|------------------------------------|--|
| (1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像 | (6) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組 |
| (2) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー） | (7) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組 |
| (3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組 | (8) 一時保護改革に向けた取組 |
| (4) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み | (9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組 |
| (5) 里親等への委託の推進に向けた取組 | (10) 児童相談所の強化等に向けた取組 |
| | (11) 留意事項 |

推進計画の策定にあたっての作業スケジュールイメージ

平成31年1月18日時点

	都道府県	国
2018年度	<ul style="list-style-type: none"> ○検討の場の設置（随時実施） ・当事者・関係者からの意見聴取 ○ニーズ調査 ○各施設との調整・助言 ○フォスタリング業務実施体制の検討（民間フォスタリング機関の積極的な活用等） ○検討・調整状況の報告（2月～3月） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ブロック会議、研修会等での説明 ・個別説明会（8月～） ※自治体からの要請を受けて随時実施 ・施設団体主催の研修会等での説明（9月～） ・全児相ブロック会議（10～11月） ・フォスタリング機関の整備に関するアドバイザー派遣（11月～） ○2019年度以降の施設整備費の採択方針の提示（11月） ○個別相談会（ヒアリング）の実施（1月～） ○事例等の周知（2月～） ・先行自治体の検討状況の周知 ・Q & A等の作成・周知 ○計画策定に向けた進捗状況の公表（3月）
2019年度	<ul style="list-style-type: none"> ○各施設の計画案の把握 ○各都道府県における地域の代替養育の需要量や供給の見込（目標値を含む）の中間報告（夏頃） ○計画の原案取りまとめ（～12月頃） ○計画策定（～3月） 	<ul style="list-style-type: none"> ○各自治体への助言・状況の把握（随時） ○地域の代替養育の需要量や供給の見込（目標値を含む）の中間まとめ（秋頃） ○各自治体への助言・状況の把握（随時） ○計画の取りまとめ・公表（3月～4月） 

社会的養育の推進

- 平成28年改正児童福祉法に基づく「家庭養育優先原則」の徹底等に向けて、包括的な里親養育支援体制の整備や、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換等に向けた取組の推進など、社会的養育を迅速かつ強力で推進する。

包括的な里親養育支援体制の構築

○里親養育包括支援（フォスタリング）事業＜児童虐待・DV対策等総合支援事業＞【拡充】

- ・ 里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の業務を一貫して担う包括的な里親養育支援体制を構築するため、
- ・ フォスタリング業務（包括的里親養育支援）を統括する責任者や、里親の開拓等を担う里親リクルーター、里親への研修等を担う里親トレーナーを新たに配置するとともに、
- ・ 委託後の家庭訪問等による養育支援を担う相談支援員を委託児童数に応じて加配するなど、支援体制を大幅に拡充する。

○里親養育包括支援（フォスタリング）職員研修事業＜里親養育包括支援（フォスタリング）職員研修事業補助金＞【新規】

- ・ フォスタリング業務を担う職員の人材育成に向けて、研修事業を創設。

特別養子縁組の推進

○養子縁組民間あっせん機関助成事業＜児童虐待・DV対策等総合支援事業＞【拡充】

- ・ 心理療法担当職員を配置し、定期的な家庭訪問等による養子縁組成立前後の養育支援体制の構築等、養親希望者への支援等にモデル的に取り組む養子縁組民間あっせん機関に対する支援の拡充や、受審が義務化される第三者評価に要する費用を補助するとともに、養子縁組民間あっせん機関を利用する養親希望者の負担軽減を図るなど、特別養子縁組を推進する。

施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換等に向けた取組の推進

○職員配置基準の強化＜児童入所施設措置費等＞【拡充】

- ・ 児童養護施設及び乳児院における小規模かつ地域分散化の推進を図るとともに、施設の職員配置基準の強化を含む高機能化及び多機能化・機能転換などを推進する。
- ・ 児童養護施設における生活単位の小規模かつ地域分散化の推進、小規模かつ地域分散化された生活単位（地域小規模児童養護施設及び定員6名の分園型小規模グループケア）における養育体制の充実（子ども：職員＝概ね6：3→6：4）
- ・ 児童養護施設におけるケアニーズが非常に高い子どものための「4人の生活単位」の類型の新設、当該生活単位における養育体制の充実（子ども：職員＝概ね6：3→4：4）
- ・ 乳児院におけるケアニーズが非常に高い子どものための「4人の生活単位」における養育体制の充実（子ども：職員＝概ね4：4→4：5）

○職員の処遇改善＜児童入所施設措置費等＞【拡充】

- ・ 児童養護施設・乳児院等の職員の人材確保に向けて、職員の更なる処遇改善（+1%）を図る。

○児童養護施設等体制強化事業＜児童虐待・DV対策等総合支援事業＞【新規】

- ・ 補助職員の活用により、児童指導員等の夜勤等を含む業務負担を軽減する。

○乳児院等多機能化推進事業＜児童虐待・DV対策等総合支援事業＞【拡充】

- ・ 乳児院等における育児指導機能の強化や医療機関との連携強化を図るとともに、定妊婦等への支援を行う産前・産後母子支援事業について、全国展開と併せて、新たに改修費等の補助を行う。

○児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業＜児童虐待・DV対策等総合支援事業＞【拡充】

- ・ 児童養護施設等の職員の資質向上に向けて、研修参加旅費や研修代替職員雇上費用等を補助することにより研修参加を促進するとともに、新たに児童養護施設等の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化を進めるために必要となる人材を育成するための研修開催費用を補助する。

自立支援の充実

○社会的養護自立支援事業、就学者自立生活援助事業＜児童虐待・DV対策等総合支援事業＞【拡充】

- ・ 措置解除後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を行う「社会的養護自立支援事業」について、高校卒業後に浪人した者等に対する学習塾費の支援など大学等への進学に向けた学習費や進学する際の支度費などの新たな補助等を行う。

(3)ひとり親家庭への支援について

○ひとり親家庭等の自立支援の推進

◆「すくすくサポート・プロジェクト」を着実に実施するとともに、地域の民間団体の活用等による相談支援の充実や高等職業訓練促進給付金等による親の資格取得支援の拡充、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金（仮称）の給付などにより、ひとり親家庭の自立支援を推進する。

ひとり親家庭等の自立支援の推進

○母子家庭等対策総合支援事業

◇母子家庭等自立支援給付金事業【拡充】

- ・ひとり親家庭の親が看護師等の資格を取得するため養成機関で修学する場合に修学期間中の生活費負担を軽減するために支給する高等職業訓練促進給付金について、修学の最終1年間の支給額を月額10万円から14万円に増額するとともに、資格取得のために4年課程が必要となる者等について、支給期間を3年から4年に拡充する。
- ・ひとり親家庭の親が地方自治体が指定した教育訓練講座を受講し修了した場合に支給する自立支援教育訓練給付金について、看護師等の専門資格を取得するための講座を対象に追加するとともに、支給額を最大80万円に引き上げる。

◇未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金事業（仮称）【新規】

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金（仮称）を給付する。

◇ひとり親家庭等生活向上事業【拡充】

ひとり親家庭等への相談支援の充実を図るため、地域の民間団体を活用した出張・訪問相談、同行支援や継続的な見守り支援を実施する。

◇離婚前後親支援モデル事業（仮称）【新規】

養育費や面会交流の取り決めを促進する観点から、離婚協議の前後から、父母が子どもの福祉を念頭に置いて離婚後の生活等を考えるための「親支援講座」を行うモデル事業を実施する。

○児童扶養手当

児童扶養手当の支払回数について、現行の年3回を見直し、年6回の隔月支給を2019年11月支払分から実施する。

○母子父子寡婦福祉資金貸付金【拡充】

就学支度資金のうち職業能力開発大学校などの修業施設に就学する際の貸付限度額の引上げや修業資金の償還期間の見直し等を図る。

母子家庭等自立支援給付金等の拡充

- ひとり親家庭の親が、より収入が高く安定している正規雇用として就業することを可能にするため、就職に有利な資格の取得支援施策を拡充する。

ひとり親の資格取得を支援する取組

① 高等職業訓練促進給付金

看護師、准看護師等の資格取得のために養成機関で修学する場合の生活費の負担軽減のための給付金。
(毎月最大10万円、36月上限)

② 高等職業訓練促進資金貸付事業

①の給付金の受給者の入学準備金(50万円)及び就職準備金(20万円)の貸付。
資格を活かして5年間就労した場合に全額を償還免除。
(平成27年度～平成30年度までの貸付原資を措置済)

③ 自立支援教育訓練給付金

介護職員初任者研修や医療事務といった資格取得のための講座の受講費用の一部を給付。
(受講費用の6割、上限20万円)

拡充内容

○支給期間の上限の拡充

資格取得のために4年課程が必要となる者等を対象に、支給期間の上限を36月から48月に拡充。

○支給月額を増額

国家試験対策や実習に伴う就労収入の減を補うため、修学期間の最終年限1年間について4万円を増額。

住民税非課税世帯 10万円(最終1年間は14万円)

住民税課税世帯 7万500円(最終1年間は11万5000円)

○貸付原資等の確保

概ね4年程度の所要額を見込んだ貸付原資等を補助。
(平成30年度第2次補正予算案)

○対象資格の拡充

看護師等の専門資格の取得を目指す講座を対象に追加。

○支給上限の引上げ

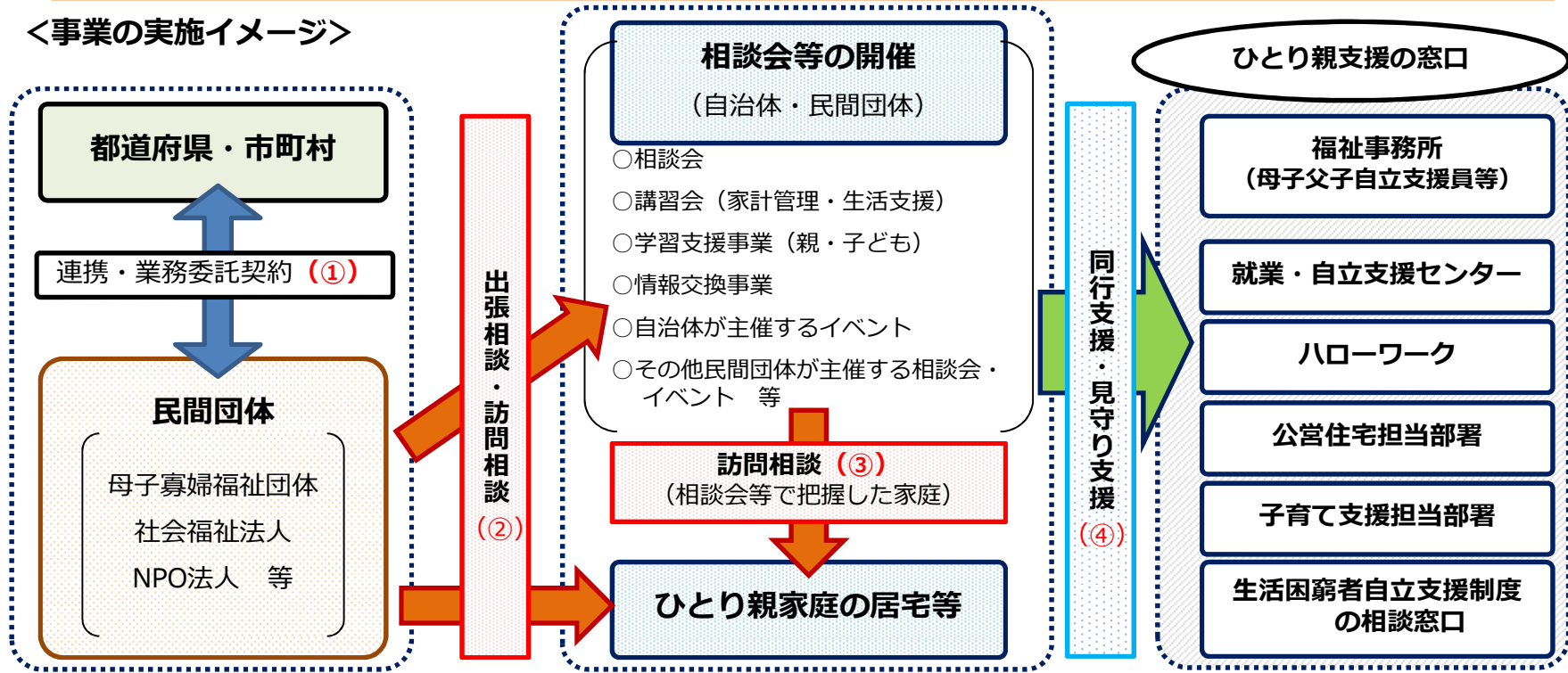
上記の対象資格の拡充に該当する講座を受講する者について、
20万円→80万円(20万円×修学年数)に引上げ。

地域の民間団体の活用等による相談支援事業の強化（ひとり親家庭等生活向上事業）【拡充】

概要

- ひとり親家庭は就業率が高く、行政の相談窓口へ来所することが困難な場合が多く、また、ひとり親となった事情を行政の窓口相談することに消極的である。
- このため、ひとり親家庭等への相談支援の充実を図るため、民間団体等の活用も含めた、ひとり親家庭（離婚前を含む。）に対する出張・訪問相談の強化、サービスの申請補助等を行う同行支援や継続的な見守り支援を実施する。

<事業の実施イメージ>



- ① 地域のひとり親家庭が相談しやすい環境を整えるため、積極的に地域の民間団体との連携を図る。
 - ② 相談会会場やひとり親家庭の居宅等へ出張又は訪問して相談支援を実施する。
 - ③ 相談会等で把握したひとり親家庭に対し、居宅等への訪問相談支援を実施する。
 - ④ 支援が必要なひとり親家庭について、福祉事務所や就業・自立支援センター等ひとり親支援機関への相談に同行し、必要なサービスの申請補助等を行う。また、継続的な支援が必要なひとり親家庭の見守り支援（伴走型の支援）を実施する。
- ひとり親家庭が抱える悩み等把握し、支援ニーズの掘り起こしを行う。

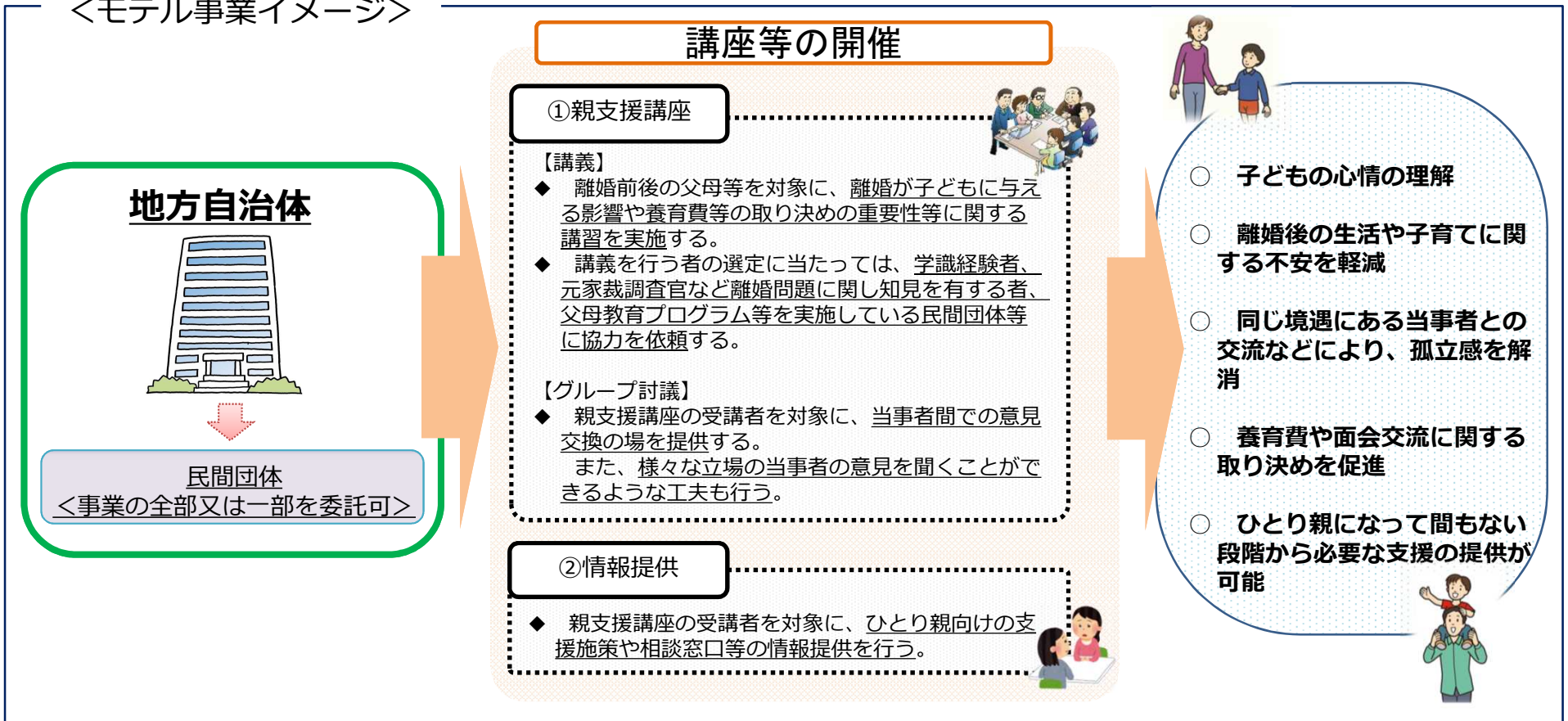
離婚前後親支援モデル事業（仮称）【新規】

- 離婚協議開始前の父母等に対して、離婚が子どもに与える影響、養育費や面会交流の取り決めや離婚後の生活を考える機会を提供するため、講座の開催やひとり親家庭支援施策に関する情報提供等を行うモデル事業を新たに実施する。

＜実施主体＞ 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村（民間団体への委託可）

＜補助率＞ 国1/2 都道府県・市・特別区・福祉事務所設置町村1/2

＜モデル事業イメージ＞



母子父子寡婦福祉資金貸付金【拡充】

改正の内容

- 就学支度資金における職業能力開発大学校などの修業施設に係る貸付限度額の引上げ（100,000円→282,000円）や修業資金の償還期間の延長（6年→20年）等
- 児童扶養手当の支払回数の見直しによる支給制限の適用期間の変更に伴い、増額分の支払時期が従来の12月から2020年1月となる受給者の生活への影響を考慮した新たな資金（臨時児童扶養資金（仮称））を創設

【目的】

- 母子父子寡婦福祉資金は、配偶者のない女子又は配偶者のない男子であって現に児童を扶養しているもの等に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法の規定に基づき行われている。

【対象者】

- ① 母子福祉資金：配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる母子家庭の母）、母子・父子福祉団体 等
- ② 父子福祉資金：配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの（いわゆる父子家庭の父）、母子・父子福祉団体 等
（平成26年10月1日より）
- ③ 寡婦福祉資金：寡婦（配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのあるもの） 等

【貸付金の種類】

- ①事業開始資金、②事業継続資金、③修学資金、④技能習得資金、⑤修業資金、⑥就職支度資金、⑦医療介護資金、⑧生活資金、⑨住宅資金、⑩転宅資金、⑪就学支度資金、⑫結婚資金（計12種類）

【貸付条件等】

- 利 子：貸付金の種類、連帯保証人の有無によって異なるが、無利子または、年利1.0%
- 償還方法：貸付金の種類によって異なるが、一定の据え置き期間の後、3年～20年

【実施主体等】

都道府県、指定都市、中核市

【補助率】

国：2/3 都道府県、指定都市、中核市：1/3

児童扶養手当の支払回数の見直しについて

○ 児童扶養手当の支払回数について、現行の年3回(4月、8月、12月)から年6回(1月、3月、5月、7月、9月、11月)に見直す。

<現行>

2018年(平成30年)4月支払				8月支払				12月支払			
2017.12月	2018.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月



<見直し後>

➡ 奇数月の支払に変更

2019年(平成31年)4月支払				8月支払				11月支払			2020年1月支払		3月支払	
2018.12月	2019.1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2020.1月	2月

※ 見直しによる最初の支払(2019(平成31)年11月支払)は、8月分から10月分の3か月分の支払とし、それ以降は奇数月に2か月分を支払う。

※ 毎年8月に提出する現況届による手当額の改定は、地方自治体の事務処理期間を考慮し、12月支払分以降から1月支払分以降に見直す。

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金（仮称） 概要

1. 趣旨

平成30年12月13日の自由民主党・公明党政調会長合意において、

- ・ 来年10月から消費税率が引上げとなる環境の中、子どもの貧困に対応するため、
- ・ ひとり親に対し、住民税非課税の適用拡大の措置を講じつつ、更なる税制上の対応の要否等について、2020年度税制改正大綱において検討し、結論を得るとされたことを踏まえ、臨時・特別の措置として、児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親に対して給付を行う。

2. 給付対象者

児童扶養手当受給者のうち、未婚のひとり親である者

※ 児童扶養手当を受給できる所得水準は、親1人・子1人の世帯で年収365万円以下。

3. 給付額

17,500円

※ 寡婦控除が適用された場合の標準的な減税額が、控除額35万円×所得税率5% = 1.75万円となることを踏まえたもの。

4. 対象者数（見込み）

約10万人

5. 予算額（案）

平成31年度予算案 母子家庭等対策総合支援事業 約159億円の内数（給付費及び事務費）

※ このほか、平成30年度第2次補正予算案 児童扶養手当システム改修事業 約16億円の内数（システム開発経費）

6. 給付金の支給主体及び費用負担

- ・ 支給主体：都道府県、市及び福祉事務所設置町村
- ・ 費用負担：全額国庫負担

4. 旧優生保護法

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する
立法措置について（基本方針）

平成 30 年 12 月 10 日
与党旧優生保護法に関する
ワーキングチーム

1 前文

- (1) 昭和 23 年に制定された優生保護法に基づき、あるいは同法の存在を背景として、特定の疾病や障害を有すること等を理由として多くの方々が、平成 8 年に改正が行われるまでの間、その生殖を不能とする手術や放射線の照射を強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、真摯に反省し、心から深くおわびする。
- (2) 今後、このような事態を二度と繰り返すことのないよう、障害や疾病の有無によって分け隔てられることなく全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて努力を尽くす決意を新たにすることである。
- (3) ここに、国としてこの問題に今後誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、対象者に対する一時金の支給に関し必要な事項を定めるため、この法律を制定する。

2 対象者

次に掲げる者であって、この法律の施行の日において生存しているもの

- ① 旧優生保護法第 2 章の規定により優生手術（同法第 2 条第 1 項に規定する優生手術をいう。）を受けた者（同法第 3 条第 1 項第 4 号又は第 5 号に規定する者に該当することのみを理由として、同項の規定により優生手術を受けた者を除く。）
- ② ①のほか、旧優生保護法が施行されている間（昭和 23 年 9 月 1 日から平成 8 年 9 月 25 日までの間）に、本人又は配偶者が旧優生保護法に規定する疾病若しくは障害又は当該障害以外の障害を有していること等を理由として、生殖を不能とすることを目的とする手術又は放射線の照射を受けた者

3 一時金の支給

- (1) 対象者には、一時金を支給する。一時金の額は、一律とする。

〔※ 一時金の具体的な額は、諸外国の例等も参考に引き続き検討し、法律案を提出するまでの間に決定する。〕

- (2) 対象者が、4 (1) の一時金の請求をした後に死亡した場合であって、その者が受けるべき一時金があるときは、その者の配偶者等で死亡時に生計同一であった遺族に支給し、遺族がないときは相続人に支給する。

4 権利の認定

- (1) 一時金の支給を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生労働大臣が行う。
- (2) 厚生労働大臣の認定を受けようとする者は、その居住地の都道府県知事を経由して請求を行うことができる。
- (3) 請求は、この法律の施行の日から起算して 5 年以内に行わなければならない。
この請求期限については、この法律の施行後における一時金の支給の請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。
- (4) 厚生労働大臣は、請求があったときは、優生手術に関する記録に当該請求に係る事実の記録がある場合を除き、当該事実があったかどうかに関し旧優生保護法一時金支給認定審査会〔仮称〕（以下「認定審査会」という。）に審査を求めなければならない。
- (5) 認定審査会は、厚生労働省に置かれるものとし、医学、法律学、障害者福祉等に関する専門的知識を有する者で構成する。
- (6) 認定審査会は、(4) の審査において、請求に係る事実について記録した資料がない場合においても、本人及び関係者の供述、医師の所見その他の資料を総合的に勘案して、適切な判断を行うものとする。

〔※ 参考とする資料の例

- ・ 本人及び家族の証言
- ・ 処置をした医師、福祉施設職員その他の関係者の証言
- ・ 手術痕等についての医師の診断書
- ・ 不妊手術等を受けたとする時期に請求者が旧優生保護法に規定する疾病に罹患し、又は障害を有していたことを示す資料

- (7) 厚生労働大臣は、(4) により認定審査会に審査を求めた請求については、その審査の結果に基づき、認定に関する処分を行わなければならない。
- (8) 厚生労働大臣及び認定審査会並びに都道府県知事は、必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- (9) 認定審査会は、必要があると認めるときは、請求者に対して、指定する医師の診断を受けるよう求めることができる。

5 周知等

- (1) 国は、この法律の趣旨について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。
- (2) 国及び地方公共団体は、国民に対し一時金の支給を受けるのに必要な情報を十分かつ速やかに提供するために一時金の支給に関する制度の周知を適切に行

うとともに、一時金の支給の請求に関し利便を図るための相談支援の業務その他の必要な措置を適切に講ずるものとする。この場合において、対象者の多くが障害者であることを踏まえ、障害者支援施設その他の関係者の協力を得るとともに、障害の特性に十分に配慮するものとする。

※ 具体的な周知等の措置のイメージ

- ・ 障害福祉サービスの認定、障害者手帳の更新等の行政手続の機会を利用したきめ細やかな案内
- ・ 行政による相談窓口の設置
- ・ 弁護士会、医療関係者等の幅広い関係者の協力を得た相談支援の実施
- ・ 広報用ポスター・パンフレットの活用
- ・ 医療機関、障害者支援施設等を通じての申請の呼びかけ

6 その他

一時金については、公租公課を課することができない。

※ 優生手術等に関する調査の在り方については、法律案を提出するまでの間に検討する。

都道府県等における旧優生保護法関係資料等の保管状況調査結果(9月6日公表)

(1) 概要

与党WT及び超党派議連からの要請を受け、都道府県等が保有する優生手術に関する資料の保管状況を調査。

- 調査1:旧優生保護法等において、作成・提出等が定められている資料の保有状況
- 調査2:調査1で回答した資料の内容等を総合して把握できた、優生手術の申請、審査、手術実施の件数
- 調査3:その他、旧優生保護法に関して保有している資料(統計、白書、通知、事務連絡等)

(2) 調査対象等

- 対象機関: 都道府県、保健所設置市、特別区における行政機関(本庁、公文書館、保健所等)
- 対象文書:旧優生保護法3条(1号~3号)、4条、12条に基づき実施された優生手術に関する資料
- 調査実施時期:平成30年4月25日~平成30年6月29日

(3) 調査結果 ※括弧内は、個人が特定できる件数。

①優生手術の申請数(4条、12条))

4条	12条	不明	計
3,456	759	1,851	6,066
(3,437)	(657)	(1,072)	(5,166)

②審査の結果、優生手術が「適」とされた件数(4条、12条)

4条	12条	不明	計
3,261	699	1,716	5,676
(3,255)	(635)	(995)	(4,885)

- 第3条:本人の同意に基づいた優生手術
- 第4条:本人・保護者の同意によらず、優生保護審査会で審査・決定される優生手術
- 第12条:保護者の同意があった場合、優生保護審査会で審査・決定される優生手術

③実際に手術を行った件数(3条、4条、12条)

4条・12条				3条	計
4条	12条	不明	計		
3,002	612	1,373	4,987	1,709	6,696
(1,833)	(174)	(1,026)	(3,033)	(0)	(3,033)

統計として把握されている件数  約16,500件 約8,500件 約25,000件

医療機関・福祉施設、保健所設置市以外の市町村における 優生手術に関する個人記録の保有状況調査結果

10月31日
公表

1. 調査概要

□ 対象機関：

医療機関（病院、診療所）

福祉施設（障害者支援施設、障害児入所施設、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、
援護施設、婦人保護施設、保護施設）

保健所設置市以外の市町村

□ 調査実施時期：平成30年7月13日から平成30年9月21日まで。

※医療機関、福祉施設については回答は任意。

2. 調査結果の概要

	調査対象数	回答数 (回答率)	うち、個人記録があると回答した施設数		
			人数	うち、個人記録がある可能性があると回答した施設数	
医療機関	103,675	54,906(53%)	54	609人	143
福祉施設	4,241	3,332(79%)	121	843人	71
計	107,916	58,238(54%)	175	1,452人	214
保健所設置市以外の市町村	1,638	1,638(100%)	18	151人	2

※「個人記録がある可能性がある」の判断基準例

- ・法の施行当時から不妊手術を行っている医療機関である場合
- ・優生手術の実施や個人記録の存在について職員や施設入所者等の記憶又は証言がある場合

(参考1)2019(平成31)年度子ども家庭局
予算案の概要

2019（平成31）年度予算案の概要 （子ども家庭局）

「子育て安心プラン」に基づく保育園等の受入児童数の拡大、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）に基づく児童虐待防止対策及び家庭養育優先原則に基づく社会的養育の迅速かつ強力な推進、「すくすくサポート・プロジェクト」に基づく子どもの貧困とひとり親家庭対策の推進及び母子保健医療対策の強化などにより、子どもを産み育てやすく、子どもが健やかに育成される環境を整備する。

《主要事項》

第1 「子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援

- 1 保育の受け皿拡大・保育人材の確保等
- 2 子ども・子育て支援新制度の実施
- 3 子どもを産み育てやすい環境づくり

第2 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進

- 1 児童虐待の発生予防
- 2 児童虐待発生時の迅速・的確な対応
- 3 虐待を受けた子どもなどへの支援

第3 ひとり親家庭等の自立支援及びDV対策等の推進

- 1 ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 2 配偶者からの暴力（DV）防止など婦人保護事業の推進

第4 東日本大震災からの復旧・復興への支援や防災対策等の強化

- 1 児童福祉施設等の災害復旧に対する支援（復興庁計上）
- 2 被災した子どもへの支援（復興庁計上）
- 3 児童福祉施設等における防災・減災対策の推進

《予算額》

（単位：億円）

会計区分	2018年度 当初予算額	2019年度 予算案	増▲減額	伸び率
一般会計	4,731	5,399	+668	+14%
東日本大震災復興 特別会計	1.3	1.5	+0.2	+16%

※ 数値は端数処理の関係上一致しないものがある。

2019（平成31）年度における社会保障・税一体改革による社会保障の充実（公費）

・子ども・子育て支援の充実	6,942億円 → 7,000億円（+58億円）
子ども・子育て支援新制度の実施（内閣府所管）	6,526億円 → 6,526億円（±0億円）
社会的養育の充実（厚生労働省所管）	416億円 → 474億円（+58億円）

※児童養護施設等の小規模かつ地域分散化や職員配置基準の強化を含む高機能化の推進による増

第1 「子育て安心プラン」をはじめとした総合的な子育て支援

「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿の整備やこれに伴い必要となる保育人材の確保など、待機児童の解消に向け意欲的に取り組む地方自治体を積極的に支援する。

また、妊娠期から子育て期にわたるまでの支援のため、子育て世代包括支援センターの全国展開に向けその設置促進を図るとともに、地域の実情に応じて、産前・産後サポート事業、産後ケア事業の実施を支援する。

1 保育の受け皿拡大・保育人材の確保等

(2018(平成30)年度当初予算額) (2019(平成31)年度予算案)

1,076億円 → 1,182億円

待機児童の解消に向け、「子育て安心プラン」に基づき、保育園等の整備を推進するとともに、保育を支える保育人材の確保のため、潜在保育士の再就職支援や保育士の更なる処遇改善等を実施する。

さらに、放課後の子どもの居場所の確保や、放課後児童クラブの育成支援の内容の質の向上を図るなど、放課後児童対策を推進する。

(1) 保育の受け皿拡大

- 待機児童の解消に向け、保育の受け皿の確保を進めるため、補助率の嵩上げ(1/2→2/3)等の支援について引き続き実施し、保育園等の整備などによる受入児童数の拡大を図る。

(参考)【平成30年度第二次補正予算案】

○待機児童解消に向けた保育園等の整備 420億円
「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備等を進めるため、保育園等の整備に必要な経費を補助する。

(2) 保育人材確保のための総合的な対策【一部新規・一部拡充】

- 保育士・保育園支援センターにマッチングシステムを導入することにより、潜在保育士等の保育人材のニーズに合わせた、よりきめ細かなマッチングを図る。
- 長いブランクによる潜在保育士の職場復帰への不安を軽減するため、保育園等が潜在保育士を非常勤として試行的に雇用する際に行う研修等に要する費用などを補助する。
- 保育園等の体制充実を図るため、チーム保育推進加算及び栄養管理加算を拡充する。(2019年10月実施)(内閣府予算)

(参考)【平成30年度第二次補正予算案】

- 保育士修学資金貸付等事業の貸付原資等の確保 15億円
保育士資格の取得や再就職を目指す者等に対する修学資金等の貸付原資等を補助する。
(貸付後、一定期間の就業継続等により返還を免除)
- 保育園等のICT化の推進 4.4億円
保育士の業務負担軽減を図るため、保育に関する計画・記録や保護者との連絡、子どもの登降園管理等の業務のICT化を行うために必要なシステムの導入費用の一部の補助を行う。

(3) 多様な保育の充実【一部拡充】

- 保育園等における医療的ケアを必要とする子どもの受入体制の整備を推進するため、保育士の喀たん吸引等に係る研修の受講や看護師の配置等への支援を引き続きモデル事業として実施する。
また、新たに各保育園へ医療的ケアに関する支援・助言を行う医療的ケア児保育支援者を配置する。

(4) 認可外保育施設の質の確保・向上【一部拡充】

- 認可外保育施設における保育の質の確保・向上を図るため、認可外保育施設が遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の地方自治体への配置や、必要な知識、技能の修得及び資質の確保のための研修の実施等、認可外保育施設の質の確保・向上に取り組む。
- 認可保育園等への移行を目指す認可外保育施設の運営費について、補助単価を公定価格の2/3相当から公定価格に準じた水準(保育士の配置割合に応じた減額調整あり)に引き上げるとともに、公定価格に準じた各種加算を創設するほか、保育士の配置割合に応じた補助区分について見直しを図る。(内閣府予算)

(参考)【平成30年度第二次補正予算案】

- 保育園等における事故防止対策の推進 2.5億円
睡眠中の事故防止など、保育の質の確保・向上に資する機器の導入に必要な経費を補助する。

(5) 放課後児童対策の推進【一部新規】

- 放課後児童対策の推進を図るため、児童館、公民館等の既存の社会資源の活用や、小規模・多機能による放課後の子どもの居場所の確保を促進する。
- 放課後児童クラブの育成支援の内容の質の向上や安全確保を図るため、先進事例の普及や放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市区町村等に配置する事業等を実施する。

2 子ども・子育て支援新制度の実施（一部社会保障の充実）

（2018（平成30）年度当初予算額） （2019（平成31）年度予算案）

2兆6,034億円 → 2兆8,834億円（内閣府予算）

（1）教育・保育、地域の子ども・子育て支援の充実（一部社会保障の充実）

1兆387億円 → 1兆2,611億円

すべての子ども・子育て家庭を対象に、市区町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図る。

- ① 子どものための教育・保育給付 9,031億円 → 1兆1,138億円
- ・ 施設型給付、委託費（認定こども園、幼稚園、保育園に係る運営費）
 - ・ 地域型保育給付（家庭的保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育に係る運営費）等

<平成31年度予算案における改善の内容>

・保育士等の処遇改善

平成30年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士等の処遇改善（保育士平均+0.8%）を平成31年度の公定価格にも反映することに加え、「新しい経済政策パッケージ」に基づき更に1%（月3,000円相当）の処遇改善を行う。（2019年4月実施）

・幼児教育・保育の無償化

「新しい経済政策パッケージ」等に基づき、3歳から5歳までの子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育園、認定こども園等の費用を無償化する。（2019年10月実施）

これまで保育料の一部として保護者が負担していた3歳から5歳までの子どもにかかる副食費については、施設による実費徴収を基本とする。

あわせて、生活保護世帯やひとり親世帯等については、引き続き公定価格内で副食費の免除を継続するとともに、免除措置の対象範囲を年収360万円未満相当の世帯まで拡充する。

・公定価格の見直し

保育園等の体制充実を図るため、チーム保育推進加算及び栄養管理加算を拡充する。（2019年10月実施）【再掲】

（参考）

「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）において、子ども・子育て支援法に定める拠出金率の上限を0.25%から0.45%に変更し、0.3兆円の増額分を「子育て安心プラン」の実現に必要な企業主導型保育事業と保育の運営費（0～2歳児相当分）に充てることとされた。

拠出金率の引き上げは段階的に実施することとし、平成31年度は、0.34%（現行+0.05%）とする。

- ② 地域子ども・子育て支援事業 1,356億円 → 1,474億円
市区町村が地域の実情に応じて実施する事業を支援。

・ 利用者支援事業、延長保育事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な事業者の参入促進・能力活用事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

<平成31年度予算案における改善の内容>

・利用者支援事業

外国人子育てや家庭や妊産婦が、保育施設等を円滑に利用できるよう、多言語化対応を促進

・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

補助要件（会員数）の緩和（50人以上→20人以上）、アウトリーチによる預かり手確保の取組の実施

・子育て短期支援事業

入所時の自宅への訪問による子どもの預かりや通学時の安全確保のための付き添いの実施

※地域子ども・子育て支援事業のうち、延長保育事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業の費用の一部について、事業主からの拠出金を充当。（955億円）

（2）幼児教育・保育の無償化の実施【新規】（一部再掲） 1,532億円

・ 「新しい経済政策パッケージ」等に基づき、3歳から5歳までの子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育園、認定こども園、認可外保育施設等の費用を無償化する。

（3）放課後児童クラブの拡充（一部社会保障の充実）（再掲）

・ 「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、2023年度末までに約30万人分の新たな受け皿の確保に向け、施設整備費の補助率嵩上げを継続し、放課後児童クラブの受入児童数の拡大を図る。

（参考）【平成30年度第二次補正予算案】

○放課後児童クラブ等におけるICT化の推進

3.5億円

放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）における職員の業務負担軽減や利用児童の安全確保を図るため、利用状況の記録・管理等に関するICT機器の導入等に必要な経費を補助する。

(4) 企業主導による多様な就労形態等に対応した多様な保育の支援

1,701 億円 → 2,020 億円

「子育て安心プラン」に基づき、企業主導型の事業所内保育等の保育を支援する。

ア 企業主導型保育事業

休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設の設置・運営を支援する。

また、「新しい経済政策パッケージ」等に基づき、3歳から5歳までの子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての保育料を無償化する。

＜平成31年度予算案における改善の内容＞

- ・平成30年度までの企業主導型保育事業の9万人の整備に加え、新たに2万人分を整備
- ・中小企業における企業主導型保育事業の活用を促進

イ 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業

残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、ベビーシッター派遣サービスを利用しやすくなるよう支援する。

※企業主導型保育事業及び企業主導型ベビーシッター利用者支援事業の費用の全額について、事業主からの拠出金を充当。

(4) 児童手当

1兆3,795億円 → 1兆3,488億円

次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するため、児童手当の支給を行う。

※児童手当の費用の一部について、事業主からの拠出金を充当。(1,766億円)

3 子どもを産み育てやすい環境づくり

(2018(平成30)年度当初予算額) (2019(平成31)年度予算案)

215億円 → 231億円

すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を目指し、母子保健にかかる様々な取組を推進する国民運動計画である「健やか親子21」を基盤とし、地域における切れ目のない妊娠・出産等の支援を推進する。

(1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

- ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図る。

※ 「子育て世代包括支援センター」(運営費)については、利用者支援事業(内閣府予算に計上)を活用して実施(一部社会保障の充実)

- ・女性健康支援センターにおいて、特定妊婦と疑われる者を把握した場合に、早期からの支援が受けられるよう、医療機関等へ確実につなぐ体制を整備する。

- ・産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産婦健康診査や産後ケア事業等を推進することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化する。

(2) 不妊治療への助成

- ・不妊治療の経済的負担を軽減するため、高額な医療費がかかる不妊治療に要する費用への助成を引き続き行う。また、夫婦ともに不妊治療が必要な場合は、医療費も更に高額となることから、その経済的負担を軽減するため、男性不妊の初回治療にかかる助成を拡充する。

(3) 母子保健情報の利活用の推進

- ・乳幼児健康診査等の母子保健情報の利活用を推進し、子ども時代の適切な健康管理や、自治体等における効果的・効率的な保健指導等が行えるよう、市区町村システムの改修を支援する。

第2 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進

平成28年改正児童福祉法の理念のもと、子どもの最善の利益の実現に向け、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、「家庭養育優先原則」を徹底するとともに、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」及び「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）に基づき、児童虐待防止対策・社会的養育の充実を迅速かつ強力に推進する。

1 児童虐待の発生予防

(2018 (平成30) 年度当初予算額) (2019 (平成31) 年度予算案)
1,475 億円の内数 → 1,538 億円の内数

(1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援（一部再掲）

- ・ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図る。
- ・ 産後うつや新生児への虐待予防等を図る観点から、産婦健康診査や産後ケア事業等を推進することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化する。
- ・ 特定妊婦等への支援を行う産前・産後母子支援事業について、全国展開を図るとともに、妊婦及び出産後の母子を入所させるために必要となる施設の改修費・備品費等を新たに補助対象に加える。

(2) 子育て家庭へのアウトリーチ【一部新規】（一部社会保障の充実）（再掲）

- ・ 家庭における子どもの適切な養育を確保するため、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う（乳児家庭全戸訪問事業）とともに、養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う（養育支援訪問事業）。
- ・ 児童虐待の早期発見・早期対応に関する取組を強化するため、未就園児等のいる家庭への全戸訪問を新たに実施する。

2 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(2018 (平成30) 年度当初予算額) (2019 (平成31) 年度予算案)
1,500 億円の内数 → 1,645 億円の内数

(1) 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）の推進

- ・ 2018年7月の「児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議」において決定した「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」及び2018年12月に策定した児童虐待防止対策を抜本的に強化する「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）

に基づき、①児童相談所については、児童福祉司3,240人体制から2,020人程度の増員、②市町村については、子ども家庭総合支援拠点の全市町村への設置などに取り組む。

※ 新プランの策定に当たり、2019年度の初年度においては、児童福祉司について約4,300人、児童心理司について約1,610人とすることを計画している。（地方財政措置が講じられる予定）

(2) 児童相談所の体制強化等【一部新規】

- ・ 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）に掲げる取組を強力に進めるため、都道府県等が行う児童福祉司等の専門職の確保のための採用活動等に係る費用の補助を創設する。
- ・ 病院との間における子どもの退院に向けた調整及び退院後の処遇に係る調整（入所先、保護者、関係機関等との調整）を図るための職員を児童相談所に配置する。
- ・ 児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」の無料化を実施するとともに、24時間対応強化のための体制を拡充する。
- ・ 子育てに悩みを抱える者や子ども本人からの相談について、多くの方が利用しやすいよう、SNS等を活用した相談窓口を開設・運用するための補助を創設する。
- ・ 未成年後見人が必要な子どもに対し、未成年後見人が選任され、適切な支援を受けられるよう、補助要件の見直しを行う。

(参考)【平成30年度第二次補正予算案】

○児童相談所における全国共通ダイヤル「189」の無料化 7.9億円
児童虐待を発見した者、子育てに悩みを抱える者が児童相談所に適切に通告・相談できるよう、全国共通ダイヤル「189」の無料化を実施する。

(3) 市区町村の体制強化等【一部新規】

- ・ 市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置を促進するため、(1)の措置とあわせて、開設準備経費への補助を創設するとともに、土日・夜間の運営費などの補助の創設により市区町村の相談支援体制の強化を図る。併せて、都道府県が市区町村職員に対して実施する研修事業を拡充する。
- ・ 当該拠点を通じたレスパイトケア等の実施により、在宅における養育支援の充実を図る。

(4) ICTを活用した情報共有の推進【新規】

- ・ 市区町村の関係部署や児童相談所等の関係機関間のより効率的な情報共有を進めるため、ICTを活用したシステム整備に係る補助を創設する。

(参考)【平成30年度第二次補正予算案】

○児童養護施設等におけるICT化等の推進

6.8億円

タブレット端末の活用による子どもの情報の共有化やペーパーレス化、子どもの情報等の管理をシステム化するなど、児童養護施設等や児童相談所の職員の業務において負担となっている書類作成等の業務を軽減するため、児童養護施設等や児童相談所のICT化の推進に必要な経費を補助する。また、児童養護施設等及び保育所の措置に係る費用負担能力の認定等の事務を行う都道府県等に対して、関連するシステムの改修を行うための費用を補助する。

(5) 一時保護児童の受入体制の充実【一部新規】

- 児童養護施設・乳児院等で賃貸物件による一時保護専用施設を設置するために必要な改修費用の補助を創設するとともに、一時保護所の整備の際に、個室化・ユニット化等を実施する場合の補助単価の充実を図る。
- 医療的ケア児や障害のある子どもなど特に支援が必要な子どもを、児童養護施設等が設置している一時保護専用施設において受け入れた際の加算を創設するとともに、一時保護専用施設を複数設置できるよう補助要件を緩和する。

(6) 子どもの権利擁護の推進【新規】

- 子どもの権利擁護を推進する観点から、電話やハガキによる相談、第三者の訪問による聴取等の方法により、児童相談所が関与した子どもの意見表明を受け止める体制の構築を図るための実証モデル事業を実施する。

3 虐待を受けた子どもなどへの支援

(2018(平成30)年度当初予算額) (2019(平成31)年度予算案)

1,498億円の内数 → 1,644億円の内数

(1) 家庭養育優先原則に基づく取組の推進【一部新規】

① 里親養育支援体制の構築

里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の業務を一貫して担う包括的な里親養育支援体制を構築するため、

- フォスタリング業務(包括的里親養育支援)を統括する責任者や、里親の開拓等を担う里親リクルーター、里親への研修等を担う里親トレーナーを新たに配置するとともに、
- 委託後の家庭訪問等による養育支援を担う相談支援員を委託児童数に応じて加配する

など、支援体制を大幅に拡充する。また、フォスタリング業務を担う職員の人材育成に向けた研修事業の創設等により、里親等委託を推進する。

併せて、民間フォスタリング機関の積極活用や、養子縁組民間あっせん機関等を活用した養子縁組里親への支援など、都道府県等による地域の実情に応じた取組を推進する。

② 特別養子縁組等の推進

特別養子縁組等の推進に向けて、心理療法担当職員を配置し、定期的な家庭訪問等による養子縁組成立前後の養育支援体制を構築するなど、養親希望者への支援等にモデル的に取り組む養子縁組民間あっせん機関に対する支援の拡充や、受審が義務化される第三者評価に要する費用を補助する。また、養子縁組民間あっせん機関を利用する養親希望者の手数料負担の軽減を図る。

(2) 児童養護施設・乳児院等の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の推進(一部社会保障の充実)【一部新規】

- 児童養護施設及び乳児院における小規模かつ地域分散化の推進を図るとともに、施設の職員配置基準の強化を含む高機能化及び多機能化・機能転換などを推進し、社会的養育体制の充実(※)を図る。併せて、これを支える人材を育成するため、研修事業の拡充を図る。

- ※ 児童養護施設における生活単位の小規模かつ地域分散化の推進、小規模かつ地域分散化された生活単位(地域小規模児童養護施設及び定員6名の分園型小規模グループケア)における養育体制の充実(子ども:職員=概ね6:3→6:4)
- 児童養護施設におけるケアニーズが非常に高い子どものための「4人の生活単位」の類型の新設、当該生活単位における養育体制の充実(子ども:職員=概ね6:3→4:4)
- 乳児院におけるケアニーズが非常に高い子どものための「4人の生活単位」における養育体制の充実(子ども:職員=概ね4:4→4:5)

- 児童養護施設・乳児院等の職員の人材確保に向けて、職員の処遇改善を図るとともに、補助職員の活用により、児童指導員等の夜勤等を含む業務負担を軽減する。
- 特定妊婦等への支援を行う産前・産後母子支援事業について、全国展開を図るとともに、妊婦及び出産後の母子を入所させるために必要となる施設の改修費・備品費等を新たに補助対象に加える。(再掲)
- 施設整備費や既存の建物の賃借料に対する助成等により、小規模かつ地域分散化に向けた取組を着実に実施する。

(参考)【平成30年度第二次補正予算案】

○児童養護施設等におけるICT化等の推進(再掲)

(3) 自立支援の充実【一部拡充】

- ・ 里親や児童養護施設等の委託・入所者に対する自立に向けた支援の充実を図るため、学習塾費や通学費等を拡充するとともに、措置解除後も原則22歳の年度末までの間、引き続き里親家庭や施設等に居住して必要な支援を行う「社会的養護自立支援事業」について、高校卒業後に浪人した者等に対する学習塾費の支援など大学等への進学に向けた学習費や進学する際の支度費などの補助を新たに行う。

(参考)【平成30年度第二次補正予算案】

- 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業の貸付原資等の確保 20億円
児童養護施設退所者等に対する自立支援の充実を図るため、就職・進学する児童養護施設退所者等への生活費や家賃相当額等の貸付を行うための原資等を補助する(貸付後、一定期間の就業継続により返還を免除)。

第3 ひとり親家庭等の自立支援及びDV対策等の推進

「すくすくサポート・プロジェクト」を着実に実施するとともに、地域の民間団体の活用等によるひとり親家庭等への相談支援の充実、親の資格取得支援の拡充、児童扶養手当の支払回数の見直しの実施、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金(仮称)の給付、母子父子寡婦福祉資金貸付金の就学支度資金における修業施設に係る貸付限度額の引上げなど、ひとり親家庭等への支援の充実を図る。

1 ひとり親家庭等の自立支援の推進

(2018(平成30)年度当初予算額) (2019(平成31)年度予算案)

1,867億円の内数 → 2,267億円の内数

(1) 支援につながるための取組

① 自治体窓口のワンストップ化の推進

- ・ ひとり親家庭等の相談窓口において、母子・父子自立支援員に加えて、就業支援専門員を配置することにより、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで個々の家庭が抱える課題に対応した寄り添い型支援を行うことができる体制を整備する。
- ・ また、児童扶養手当の現況届の提出時期(毎年8月)等に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な問題をまとめて相談できる体制の構築を支援する。

② 地域の民間団体を活用した相談支援の充実【一部拡充】

- ・ ひとり親家庭等への相談支援の充実を図るため、地域の民間団体を活用した出張・訪問相談、同行支援や継続的な見守り支援を実施する。

③ 配偶者からの暴力(DV)防止など婦人保護事業の推進

(後掲12ページ参照)

(2) 生活を応援する取組

① 子どもの居場所づくりの実施

- ・ 放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりのため「子どもの生活・学習支援事業」を実施する。

② 自立を促進するための経済的支援【一部拡充】

- ・ 児童扶養手当の支払回数について、現行の年3回を見直し、年6回の隔月支給を2019年11月支払い分から実施する。

(参考)【平成30年度第二次補正予算案】

○児童扶養手当システム改修事業

16億円

児童扶養手当制度におけるマイナンバーを活用した情報連携等のため、都道府県等に対して、関連するシステムの改修等を行うための費用の一部を補助する。

- ・ 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金(仮称)を給付する。
- ・ 母子父子寡婦福祉資金貸付金について、就学支度資金のうち職業能力開発大学校などの修業施設に就学する際の貸付限度額の引上げ(10万円→28万2千円)や修業資金の償還期間の見直し(6年以内→20年以内)等を図る。

③ 養育費の確保等支援【一部拡充】

- ・ ひとり親家庭の自立を支援するため、養育費相談支援センターにおいて、養育費相談に対応する人材養成のための研修や、養育費の取り決めや面会交流の支援に関する困難事例への対応等を行う。
- ・ 母子家庭等就業・自立支援センター等において、就業相談から就業支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業支援サービス等を提供するとともに、養育費の取り決め等について相談・情報提供、面会交流の支援等を実施する。
また、離婚協議の前後から、父母が子どもの福祉を念頭に置いて離婚後の生活等を考えるための「親支援講座」を行うモデル事業を実施する。

④ ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施

- ・ ひとり親家庭の親が修学や疾病、冠婚葬祭などにより、一時的に家事援助、未就学児の保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において支援を行う。

(3) 学びを応援する取組

○ ひとり親家庭等への学習支援(学び直し支援)

- ・ ひとり親家庭の親及びその子どもの学び直しを支援することにより、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給する。
- ・ ひとり親家庭の親を対象にして、ファイナンシャルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験の合格支援などの学習支援、ひとり親家庭同士のネットワークづくり等を行う。

(4) 仕事を応援する取組

① 就職に有利な資格の取得支援等の就業支援【一部拡充】

- ・ ひとり親家庭の親が、看護師等の資格を取得するため養成機関で修学する場合に、修学期間中の生活費負担を軽減するため支給する高等職業訓練促進給付金について

修学の最終1年間の支給額を月額10万円から14万円に増額するとともに、資格取得のために4年課程が必要となる者等について、支給期間を3年から4年に拡充する。

- ・ ひとり親家庭の親が地方自治体の指定した教育訓練講座を受講し修了した場合に支給する自立支援教育訓練給付金について、看護師等の専門資格を取得するための講座を対象に追加するとともに、支給上限額を最大80万円に引き上げる。

(参考)【平成30年度第二次補正予算案】

○ひとり親家庭等職業訓練促進資金貸付事業の貸付原資等の確保

29億円

ひとり親家庭等に対する自立支援の充実を図るため、養成機関に修学し、資格の習得を目指すひとり親家庭の親への入学・就職準備金等の貸付原資等を補助する(貸付後、一定期間の就業継続により返還を免除)。

② 母子・父子自立支援プログラム策定事業の実施

- ・ ハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターと緊密に連携しつつ、個々のひとり親家庭の実情に応じた自立支援プログラムを策定する。

2 配偶者からの暴力(DV)防止など婦人保護事業の推進【一部拡充】

(2018(平成30)年度当初予算額) (2019(平成31)年度予算案)

182億円の内数 → 191億円の内数

- ・ 配偶者からの暴力(DV)被害者等に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進する。
- ・ 婦人保護施設を退所した者が地域社会で安定した自立生活が促進できるよう、婦人保護施設を退所した者に対し、自立生活のための相談・指導等を行う婦人保護施設退所者自立生活援助事業の補助要件を緩和する。

第4 東日本大震災からの復旧・復興への支援や防災対策等の強化

東日本大震災で被災した児童福祉施設等の速やかな復旧や、被災した子どもへの心身のケア等総合的な支援を行うとともに、「防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策」における児童福祉施設等の耐震化整備を実施する。

1 児童福祉施設等の災害復旧に対する支援（復興庁計上）

・社会福祉施設等災害復旧費

(2018(平成30)年度当初予算額) (2019(平成31)年度予算案)

1.3億円 → 1.5億円

東日本大震災で被災した児童福祉施設等のうち、各自治体の復興計画で、2019(平成31)年度に復旧が予定されている施設等の復旧に必要な経費について、財政支援を行う。

2 被災した子どもへの支援（復興庁計上）

・被災者支援総合交付金

(2018(平成30)年度当初予算額) (2019(平成31)年度予算案)

190億円の内数 → 177億円の内数

避難生活の長期化等に伴う心身の健康面への影響等を踏まえ、子どものいる家庭等への訪問による心身の健康に関する相談・支援、遊具の設置や子どもの心と体のケアなど、総合的な支援を行う。

3 児童福祉施設等における防災・減災対策の推進

・保育所等整備交付金

・次世代育成支援対策施設整備交付金

(2018(平成30)年度当初予算額) (2019(平成31)年度予算案)

— → 159億円

児童福祉施設等における防災・減災対策を推進するため、耐震化整備に必要な経費について支援を行う。

(参考)【平成30年度第一次補正予算】

○大阪北部地震、7月豪雨、台風21号、北海道胆振東部地震などの被災地の復旧 30億円
児童福祉施設等の早期復旧を図るため、復旧に要する費用に対して補助を行う。また、被災状況等に応じて国庫補助率を引き上げ、所要の国庫補助を行う。

(参考)【平成30年度第二次補正予算案】

○児童福祉施設等の耐震化整備、非常用自家発電設備整備等 91億円
児童福祉施設等における耐震化整備や倒壊の危険性のあるブロック塀の改修等に加え、大規模停電時に施設内所児等々の安全な生活環境を確保するための非常用自家発電設備の整備等に必要な経費を補助する。

(参考2)照会先一覽

子ども家庭局 施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
1. (1) 幼児教育の無償化について (P. 1～)	総務課 少子化総合対策室	企画調整係	廣川 晶子	4825
		指導係	滝澤 智志	4838
	保育課	企画調整係	大島 史也	4835
1. (2) 認可外保育施設の質の確保・向上について (P. 5～)	総務課 少子化総合対策室	企画調整係	廣川 晶子	4825
		指導係	滝澤 智志	4838
	保育課	地域保育係	鈴木 彰	4848
1. (3) 「子育て安心プラン」の着実な推進について (P. 10～)	保育課	待機児童対策係	堀江 博朗	4840
1. (4) 総合的な保育人材確保策の推進について (P. 14～)	保育課	保育士対策係	荒田 英治	4958
2. (1) 2019(平成31)年度における社会保障 (子ども・子育て支援)の充実等について (P. 16～)	総務課 少子化総合対策室	計画係	平井 麻由子	4826
2. (2) 放課後児童クラブについて (P. 19～)	子育て支援課	健全育成係	新坂 葵	4845
2. (3) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目の ない支援について (P. 24～)	母子保健課	予算係	山口 真司	4977
		母子保健係	榎谷 綾子	4975

子ども家庭局 施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

施策事項(資料ページ)	所管課室	担当係	担当者	内線
3. (1) 児童虐待防止対策の強化について (P. 28～)	家庭福祉課 虐待防止対策推進室	調整係	村木 建治	4896
3. (2) 社会的養育の充実について (P. 36～)	家庭福祉課	指導係	加藤 泰士	4879
3. (3) ひとり親家庭への支援について (P. 39～)	家庭福祉課 母子家庭等自立支援室			
(母子家庭等自立支援給付金事業)		就業支援係	栗城 尚史	4888
(児童扶養手当、未婚の児童扶養手当受給者に対する 臨時・特別給付金事業(仮称))		扶養手当係	久保 拓也	4889
(上記以外の部分)		生活支援係	浜田 裕	4887
4. 旧優生保護法 (P. 46～)	母子保健課	企画調整係	山崎 博子	4974
(参考1) 2019(平成31)年度子ども家庭局予算案の概要 (P. 50～)	書記室	経理係	石田 有介	4806